

フィロロギカ——古典文献学のために

IX

目次

悲劇の歌の類型学・序説	I
逸身喜一郎	
インゲニウムによる例証と Pap. D. 46, 3, 95, 10	14
芹澤悟	
Shorter Notes	
問答法、試問術とソクラテス	31
——アリストテレス『ソフィスト的論駁について』 34.183a37-b8——	
納富信留	
Vergilius, <i>Georgica</i> 4.454 ff. の読みと解釈に関する考察	39
上野由貴	

2014
古典文献学研究会
(フィロロギカ編集委員会)

(編集責任)

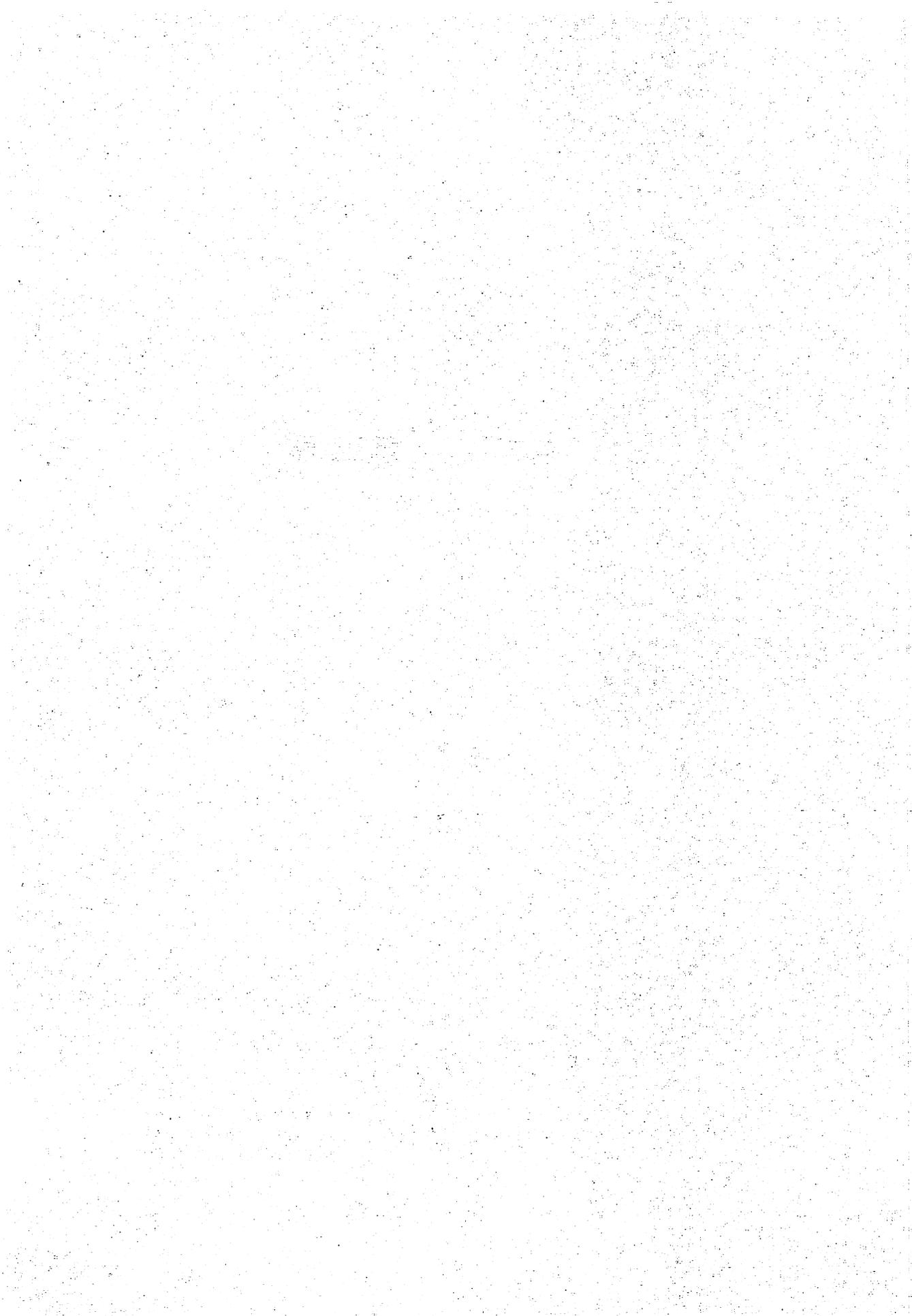
『フィロロギカ』編集委員会

事務局長 葛西康德

名誉編集委員 久保正彰、Elizabeth CRAIK、安西眞

編集委員 大芝芳弘、高橋宏幸、佐野好則、
納富信留、日向太郎、Martin CIESKO

フィロロギカ 第IX号



悲劇の歌の類型学・序説

逸身喜一郎

前史

岩波版『ギリシア悲劇全集』には、「スタシモン」や「エペイソディオオン」といった区分名が付けられている。ただしその名称は区分法も含めて各訳者の裁量に任されていたために、結果として雑多な有様を呈している。とりわけそれは役者が歌う場面に顕著である*1。

いうまでもなく「スタシモン」や「エペイソディオオン」はアリストテレス『詩学』に由来する術語である。ただしスタシモンはともかくエペイソディオオンは指示する範囲が大きすぎる。その中には役者どうしのセリフの応酬の部分（狭義のエペイソディオオンとでもいえるのか？）のみならず、スタシモンに分類されないコロスの歌、あるいは役者の歌も入り込んでいる。もしこうした歌にたとえば「コンモス」（これは『詩学』にある名称）なり「アモイバイオン」（これは『詩学』にない*2）といった名前を与えると、それはエペイソディオオンの下位分類にならざるをえない。岩波版『ギリシア悲劇全集』の不統一の一因は、こうした下位分類を避けて「エペイソディオオン」と（例えば）「コンモス」とを同一レベルに並べている訳者が少なからずいることである*3。

さらにまた歌の名前自体が混乱のもとである。「コンモス」はアリストテレスがあげている名称であるが、それはアリストテレス自身がいうように「嘆きの歌」である。歌い手がコロスであれ役者であれ、嘆きどころか喜びを歌っている歌に「コンモス」はやはりまじり。それを「アモイバイオン」といいかえても、今度は歌の応酬になっていないものに

*1 後代のための証言として当時の事情を記しておく。「スタシモン」他の用語を記載することには、岩波版『ギリシア悲劇全集』の実質的な編集担当であった田中博明氏の考え方が反映されている。さらに岩波文庫には藤澤令夫訳の『オイディプス』があり、そこにもこの種の区分が記載されている。藤澤氏の根拠はその翻訳と同じように R. C. Jebb である。そして Jebb はアリストテレス流に分析した表をそれぞれの劇に付けている。田中氏もまた Jebb に影響された、と思われる。藤澤・田中両氏が哲学者であったことがアリストテレスへの敬意という形で、『詩学』中の語彙を移入させた、といってもよいだろう。

*2 「歌による（歌を含む）役者どうし、あるいは役者とコロスの対話」の意味で amoibaion の語を定着させた功績は、私見によれば Richard Kannicht である。彼の学位論文 *Untersuchungen zu Form und Funktion des Amoibaion in der attischen Tragödie*, Heidelberg 1957 は未見。彼の *Euripides, Helena*, Heidelberg 1969 はこの語の普及に貢献した。ἀμοιβαῖα というギリシャ語の展開については Hansjürgen Popp, 221 参照（下記 Jens, *Bauformen* 所収）。

*3 現在刊行中の丹下和彦訳『エウリピデス・悲劇全集』（京都大学学術出版会・西洋古典叢書）も、エペイソディオオンの下位分類をエペイソディオオンと同列に記載している。

は不適切な命名であろう*4。要するにすべての悲劇に共通させられる命名は、いまのところない。

それがおそらく多くの研究者の暗黙裡の共通理解かもしれない。げんにイギリスやドイツで刊行された昨今の注釈書を眺めれば、「スタシモン」は悲劇の部分の指示の方法として採用されているにもかかわらず、「エペイソディオン」は使われていない方が圧倒的に多いのである*5。

劇の場面の名称はさほど重要な問題ではないだろう。しかしある劇のこの場面と別の劇のこの場面の機能が同じである、といった指摘は悲劇の様式史に不可欠であろう。名称はなんとするにせよ分類は必要である。となればやはり名前がないと不便である。

何を基準に歌を分類するか

そもそも「スタシモン」や「エペイソディオン」は、劇構造の切れ目、いいかえれば場面転換を基準にした命名であった。ギリシャ悲劇は近代劇のような意味で場面が転換しないことはいままでのないが、役者の入退場で場面は転換する。しかしこれが唯一の基準か。役者がコロスを相手にして歌を歌い、すぐにセリフの応酬に入るとき、たとえ内容的には連続していても、歌の場面とセリフの場面とでは切れ目はやはりある、というべきであろう。

これは悲劇をどのようにとらえるかの問題とおそらく関わっている。劇の筋を追うだけなら、歌はひとまず無視することもできる。ことばの意味だけを抜き出せば、役者の歌はおおむねその歌が終わった後にあらためてセリフで似たような内容が語られるので、両者は（誇張を承知でいえば）重複しているからである。しかしセリフ部分をたどるだけでは悲劇の全容をとらえたことにならない。歌があつてこそギリシャ悲劇なのである。悲劇の歌の機能を分析するためには、まず歌それぞれを叙述しなくてはならない。そしてその最初のステップは、分類基準が「コンモス」のように内容に踏み込まないことである。まず形で分けてそれから内容を分析するのが、客観的になりうる方法であろう。

*4 『詩学』12章についてもっとも適切な批判は、私見によれば Oliver Taplin によってなされている (*The Stagecraft of Aeschylus* (Oxford, 1977) 470-476 の APPENDIX E [Aristotle] Poetics, Chapter 12)。

*5 R. C. Jebb を別にして、私の気がついた例外は次の通り。P. J. Finglass (S. El.; S. Aj.) —彼は巧妙にも episode という「英語」を使って、非アリストテレス的に、すなわち kommos を下位区分にしないというやり方で分析している；Malcolm Davies (S. Tra.) —おそらく不注意だと思うが、彼は 2nd Episode という名称を、あいだに 1st Stasion をはさんで 225-496 と 531-632 の 2 個所に与えている。これは 225-246 を Choral Song として Episode と同列に並べたことに由来する失策である。C. W. Willink (E. Or.) は stasimon という語まで追放している。

私の知る限り、悲劇の構成部分を網羅的に分析／叙述した研究はいまだない。Jens, *Bauformen**6 は執筆者にずれがあつて、全体の視点が明確でない。Rutherford, *Greek Tragic Style**7 の関心の方向は私と一致するけれど、叙述が一般向きにすぎる。

「スタシモン」も自明ではない

「エペイソディオン」に比べて「スタシモン」ということばのほうが、ひとびとの共通理解がえられやすい。先に述べたことを繰り返せば、昨今の注釈書の多くも「スタシモン」ということばは採用している。

しかしスタシモンも自明ではない。かりに「コロスが歌う場面転換の歌」という理解があるとして話をすすめるが、それでもなおそうした歌のどこからどこまでがスタシモンか、いいかえれば「この歌全体がひとつの歌なのか」「それともスタシモンと別の歌が続いている複合体ではないのか」という問題が生じる。具体例をあげる。

Diggle の表示 ($\sigma\rho. a$ とか $\acute{\alpha}\nu\tau. \beta$ という表示) の問題点を 2 つ指摘する*8。

- (I) E. Her. 735-748 = 751-761 $\sigma\rho. a / \acute{\alpha}\nu\tau. a$ ①
 763-771 = 772-780 $\sigma\rho. \beta / \acute{\alpha}\nu\tau. \beta$ および
 781-797 = 798-814 $\sigma\rho. \gamma / \acute{\alpha}\nu\tau. \gamma$ ②

②の部分 (Diggle の $\sigma\rho. \beta / \acute{\alpha}\nu\tau. \beta$ と $\sigma\rho. \gamma / \acute{\alpha}\nu\tau. \gamma$) は常識的にいってスタシモンである。しかるに① ($\sigma\rho. a / \acute{\alpha}\nu\tau. a$) には次のような異様さがある。

- $\acute{\alpha}\nu\tau. a$ でリュコスのセリフが割つてはいる (754)。
- 747-748 = 760-761 はコロスの歌ではなくセリフである。
- 761 ($\acute{\alpha}\nu\tau. a$ の最後の行) は意味深長である：

σιγά μέλαθρα· πρὸς χορὸς τραπώμεθα.

つまり「(悪人が死んで) 館は静かになった。だから今からコロスの歌と踊りを始めましょう」というのであるから、これから歌う歌と踊る踊りは、それまでどのように歌っていたとしても (そしてそれまでの所作は踊りというにふさわしいかどうかという疑問をも別にしても)、それまでとは違った、「本来の」とか「新たな」と

*6 Jens, Walter: *Die Bauformen der griechischen Tragödie*, München 1971. 本稿と関係ある章と執筆者をあげておく。Das Chorlied (Jürgen Rode), Das Amoibaion (Hansjürgen Popp), Die Monodie (Wilfried Barner). なお Das Episodion (Klaus Aichele) は「ひとつの悲劇のエペイソディオンの数は固定されている」とする、ア・プリオリな原則から始まっている。結果として無理が生じて有用性も減少している。

*7 Rutherford, R. B.: *Greek Tragic Style; Form, Language and Interpretation*, Cambridge 2012.

*8 以下、典拠とする刊本は次の通り。Aeschylus (ed. West, BT), Sophocles (ed. Lloyd-Jones-Wilson, OCT), Euripides (Diggle, OCT). $\sigma\rho. a$ といった記載方法も、ひとまずそれぞれの刊本に依拠する。

まではいえるかどうかはさしあたり脇に置いて、少なくとも) 別種のものとも考えるべきであろう。

- (2) E. Supp. 778-785 = 786-793 στρ. α / ἀντ. α ①

794-797 anapaests

798-810 = 811-823 στρ. β / ἀντ. β 824-837 ἐπιωδ. ②

①の部分は常識的にいってスタシモンである。しかるに②ではアドラストスとコロスとが歌を応酬する。「アモイバイオン」と呼んでもよい。

(1) も (2) も全体としてひとつではなく、異なった歌が連続して歌われている、とみべきである。じっさい (2) と同じような順序で 2 種類の歌が連続する例は他にもある。

- (3) S. El. 1384-1390 = 1391-1397 ① コロスの短い、対になった歌 (ただしこれをスタシモンと呼んでよいかは、これまた別な問題であろう)

1398-1421 = 1422-1441 ② 役者とコロスの応酬。ただしコロスしか歌わず、役者は原則、セリフで応ずる (これについても、なにをもってセリフとするか、という別な問題が生じる)。

なお Lloyd-Jones-Wilson は①を στρ. α / ἀντ. α と表示しているが、②は単に στρ. / ἀντ. とするだけである。このような表示をしている意図は読めない。

この「単独の歌なのか、それともふたつの歌が続いて歌われるのか」という問題は、じつはスタシモンにとどまらない。これについては後述する。

「スタシモン」が人が思うほどには自明ではなく簡単に定義できないことは、いまなおスタシモン研究の最大のモノグラフとあってよい Walter Kranz が作ったリストからも一目瞭然である*9。Kranz は 'Dialog', 'Chordialog', 'Astrophon' といった注をつけながら、一連のセリフを含む歌や、ストロフェー／アンティストロフェーの照応のない歌をも、歌によっては (すなわち、すべてではなく選び出して) スタシモンの中に含めた。これは明らかに恣意的のそしりを免れえない。

しかし Kranz の分類に共感しうる点もないわけではない。このことは個別の悲劇注釈書の中で彼と同じようにある種の歌を「スタシモン」と名付けている研究者がいることにみとれよう。

*9 Kranz, Walter: *Stasimon*, Berlin 1933.

(1) 'Dialog' の例

S. El. 823-870 を Kranz は 2. Stasimon とみなす。これには Kaibel の前例がある (Kommos statt des 2. Stasimon)。よって彼らの数え方と Jebb, Finglass とでは、3rd stasimon が指す対象にもずれが出てくる。

(2) 'Astrophon' (ストロフェー／アンティストロフェーの対がない astrophic choral ode) の例

Kranz は下記 2 例をふくめ 6 例をスタシモンとしている。このうち

- E. Hipp. 1268-1282 を Barrett もまた 4th stasimon
- E. Ba. 1154-1164 を Dodds もまた 5th stasimon

としている。とはいえ Kranz の 6 例を選び出す根拠は不明瞭である。astrophic choral ode の合計は私の数え方で 24 例ある。

この 24 例には、通常「パロドス」と分類されるものも一部を含んでいる。しかし(狭義の?)「パロドス」を「スタシモン」と区別する必要はほんとうにあるのだろうか。たんにアリストテレスに従ってふたつの語をもちいることにして、コロスの最初の歌を「パロドス」と呼んでいるのではないか。もっともいまさら慣例をあえてやぶるほどのことでもないが。

新たな歌の分類の基準が必要である

「スタシモン」を厳密にするとすれば、次のような必要要件が考えられよう。

- (i) コロスしか歌わない。
- (ii) セリフは途中に含まれない。
- (iii) ストロフェー／アンティストロフェーの対が最低でも 1 つある (astrophon ではない)。

(ii) にも実は問題がある。iambic trimeter のみならず anapaest もセリフととりあえず考えることにするが、それを受け入れてもなお、当然ながら異論が出よう。例えば A. Ag. 40-103 を「パロドス」の一部と考えると、そのあとの歌と一体的に取り扱う、とする意見に反対することができるか。むしろこの部分だけを見れば歌に含めるほうが自然であろう。しかし歌が歌われる「前に」、コロスが anapaest を発する例は多数ある。これらの anapaest をすべて歌に組み入れることは、これまた不自然であろう。これについては、ここでは問題の指摘に留めておく。

スタシモン以外の歌については、次のような基準を私は考えた。以下は岩波文庫『バックイ』の解説に載せた分類である。

- ① コロスしかその歌に参加しない。
- ② 俳優しかその歌に参加しない。
- ③ コロスが歌い、俳優はセリフをはさむ。
- ④ 俳優が歌い、コロスはセリフをはさむ。
- ⑤ コロスと俳優の両者が歌う。(補注・厳密に言えば「歌い、かつセリフを発する」)
- ⑥ ひとりの俳優が歌い、もうひとりの俳優がセリフをはさむ。
- ⑦ ふたりの俳優が歌う。

上記解説には次のような文言も付加しておいた。

「これに加えさらに当該の歌がストロフェー・アンティストロフェーの対からなるかどうか、形式区分には重要な指標である。おまけに上記区分の④や⑤に分類される歌には、ストロフェーとアンティストロフェーとで歌う役者が交代するものもあるから、厳密に分類するとさらに複雑になる。」

これ以上書くとかえってややこしくなるので解説からは省いたけれども、なにが歌であってなにがセリフであるかも、ほんとうのところはそれほどすっきり区分できるわけではない。歌の中にでてくる iambic trimeter を歌われたと考えるか、それともそこでは歌からセリフに変わっているのか、という問である。これについては後に例を挙げて説明する。

そしてこれとかかわることであるが、スタシモンではない歌の場合、 $\sigma\tau\rho. \alpha / \acute{\alpha}\nu\tau. \alpha$ と $\sigma\tau\rho. \beta / \acute{\alpha}\nu\tau. \beta$ とのあいだにセリフは入り込む場合がある。このセリフがどれくらい短かければ、それらを歌の中に割り込んでいるセリフ、さらにはその歌の一部、とみなしうるのか。逆にそれが何十行も続いたら、そもそもその前後の歌は別個の歌として扱うべきなのか。さらには $\sigma\tau\rho. \alpha$ と $\acute{\alpha}\nu\tau. \alpha$ とのあいだにセリフが割り込んでいる場合はどう扱えば適切なのか(例として A. Th. の「使者の報告」+コロスの歌と、A. Ag. のカッサンドラーの歌+コロスのセリフとを比較せよ。違いはセリフの長さではないが、しかし何を基準に導入すれば、その違いを客観的に表せるのか)。こうした、どこからどこまでが一個の歌なのか、という定義の問題はけっこう悩ましい。

様式史にむけての準備の試み

私は目下のところ、スタシモン以外の悲劇の歌の部分についてつぎのような見取り図をもっている。アイスキュロスは作品ごとにかかなり大胆に、自由な工夫をした。様式はその後に固まる。もしそうだとすると悲劇の起源に関する推測と連動することになる。いっぽうソフォクレスとエウリーピデースは類型化が著しい。とはいえ *astropha* は中後期のエウリーピデースで増加する。ソフォクレスはそれに影響されたのかもしれない。

こうしたことを説得的に叙述するために必要なことは、具体的に例をあげること、それも網羅することである。後期エウリーピデースの、いわゆる *Anagnorisis Duet* —— 上記区分の⑦（しかし⑥の可能性は残る）であり、かつ *astrophon* である——の類似性は誰もが認める例であるが、そうした試みを他の歌にも広げなくてはならない。

その試みの一環として、先にあげた Diggle がスタシモンと一緒に扱っている歌について類例をあげてみよう。

- (1) E. Her. 735-748 = 751-761 (Diggle の *στρ. α / άντ. α*)

これはコロスの歌の中に、役者のセリフが入り込む例である（上記区分の③・かつ *str. / ant.* 対応あり）。類例は次の3つ。

S. Aj. 879-914 = 934-960

S. El. 1398-1421 = 1422-1441

E. Hcl. 75-94 = 95-110

ただし、歌とセリフの割合は、それぞれがかなり異なる。

- (2) E. Supp. 798-810 = 811-823 + 824-837 (Diggle の *στρ. β / άντ. β* と *έπωιδ.*)

これはコロスと役者の双方が、短い応酬を繰り返す例（上記区分の⑤・かつ *str. / ant.* 対応あり）。類例は次の8つ。上演年代が遅い作品が多い。E. Supp. 798-810 = 811-823 + 824-837 はもっとも早い例と位置づけられる。

S. El. 823-835 = 836-849, 849-858 = 860-869

S. OC 176-187 = 192-206 + 207-236

(117-175 はコロスだけが歌う、別の歌と考える)

S. OC 510-520 = 521-533, 534-541 = 542-548

S. OC 833-843, 876-886

S. OC 1670-1695 = 1696-1723, 1724-1736 = 1737-1750

E. Or. 140-151 = 152-165, 166-186 = 187-206

E. Or. 1246-1265 = 1266-1285

E. Ba. 1168-1184 = 1184-1200

このうち E. Supp. 824-837 のような ἐπιιδ. は S. OC 207-236 だけである。

上演年代が遅い作品が多い、と上述したけれども、ひとつの歌の一部分においてだけなら、コロスと役者の双方が短い応酬を繰り返す例は古くからある。

A. Pe. 932-1072 のうち str. 4 / ant. 4 から str. 7 / ant. 7 までの 4 対ならびに epod. str. 1 / ant. 1 から str. 3 / ant. 3 までの 3 対にあっては、役者が歌ったあとコロスが交代して歌うので、「応酬」とはいえない。

A. Supp. 1018-1073 のうち str. 3 / ant. 3。str. 1 / ant. 1 と str. 4 / ant. 4 はコロスだけが、str. 2 / ant. 2 は役者だけが歌う。

このように何をもって「ひとつの歌」とするかを定義できたとしてもなおかつ、ひとつの歌の内部で様式が変化していることをどのように位置づけるか、という問題が残る。これらアイスキュロスの 2 例は様式が違っており、E. Supp. 798-810 = 811-823 + 824-837 の類例に含めないほうがよい、と私は判断するけれども、そのことを叙述しようとするとかなり複雑で面倒なことになる。

そしてさらにこれまでの叙述から気づかれるように、例えば

S. OC 1670-1695 = 1696-1723, 1724-1736 = 1737-1750

という記載は「ひとつの歌」を指すのに勝手が悪い。なにかしらもっと単純な名前がほしい。そもそも適切な名前を求めることから始めた試みは、名前のなさが叙述をも面倒にするのである。「分類は名前が見つかったときにすでに終わったも同然である」ことの一例である。

適切な分類によって進展が期待される一例

適切な分類がなされたら個々の歌の位置づけに様式史的にそれまで見えなかった展望がえられるかもしれない。その期待をもたせる例を次にあげる。

「俳優が歌い、コロスはセリフをはさむ」例（上記区分の④・かつ str. / ant. 対応あり）を集めると、次のソフォクレスの 3 例しかない。このことは意味深長である。

これらソフォクレスの 3 例の歌にあっては、形式のみならず内容も似通った状況である。歌う役者はどれも男の役柄で、主役ないし準主役。そしてかれらは絶望している。それに対してコロスは「意味のない」なぐさめ、ないし諫めをしている。

S. Aj. 348-355 = 356-363, 364-378 = 379-393, 393-411 = 412-429

(Ajax : Chorus / Tecmessa)

S. OT 1313-1320 = 1321-1328, 1329-1348 = 1349-1368

(Oedipus : Chorus)

S. Ant. 1261-1276 = 1284-1300, 1306-1325 = 1328-1347

(Creon : Chorus)

3つの歌の類似性は、ソフォクレスはこのような場面にこのような形式の歌を入れることをレパトリーとしていた、ことを示唆する。いっぽうそれに対してエウリーピデースは、このような場面にあっても役者の独唱（上記区分の②）や、コロスにセリフをはさませても str. / ant. の対応をなくして *astrophon* を好んだことが見て取れる。その理由として考えられるのは、純粋に劇様式に対する美意識の変化の問題もあるだろうし、役者がどれだけ長い歌を歌えるか、という役者の力量という上演形態の制約の問題もあろう。しかしこうした問に答えを探すのは、すべての歌の分類と叙述とが終わってからでも遅くはない。

このように「俳優が歌い、コロスはセリフをはさむだけ、かつ str. / ant. 対応あり」の例を集めると、上記ソフォクレスの3例しかない、ということの指摘に私は何らかの意義を見いだしている。ただしこれに対して A. Ag. 1072-1177 の最初の4対の str. / ant. も類例ではないか、なにもソフォクレスに限ったことではない、とする反論が考えられる。

A. Ag. 1072-1177 は役者 (Cassandra) が先に歌い、そのあとコロスが語る、もしくは歌う、7対の str. / ant. からなる。コロスは当初はセリフで応じているのであるが、途中からコロスも歌い出す。よってコロスも歌う後半3対は、いまここで取り上げているソフォクレスの3つの歌とは様式が違う。しかし前半4対に限れば、「俳優が歌い、コロスはセリフをはさむ」例（上記区分の④・かつ str. / ant. 対応あり）に該当するように思われる。

しかし7対全体をひとつの歌として、当初はセリフで応じていたコロスが歌を歌い出す、という移行にこの歌の特徴をみれば、あきらかにソフォクレスの3例とは様式が違っている。だいたい7対もの str. / ant. からできている歌、ということじたい、ソフォクレスやエウリーピデースでは考えられない。こうした相違点は無視できない。よって A. Ag. 1072-1113 は類例ではない、と判断しうる。

何が本質に関わる大きな違いであって、何はひとまず無視してよい小さな差異であるかの判断は、およそ分類であるかぎりいつもつきまとう問題であろう。個別例の差異を重視しすぎると分類がなりたたないが、さりとてあまりに大きな枠を設定すると、これまた分類することの意味がなくなってしまう。

「どこまでがひとつの歌か？」に関連する別の問題例

A. Ag. 1072-1177 は 7 対の str. / ant. からできているひとつの歌とした。すでにあげた例からもうひとつ、見ようによってはひとつの歌かどうかややこしい例をあげる。

それはソフォクレスの類似した 3 つの例のひとつとして並べた S. Aj. 348-429 である。これは 3 対の str. / ant. からできあがっているが、その $\sigma\tau\rho. \gamma / \acute{\alpha}\nu\tau. \gamma$ はそれまでの 2 対よりはるかに長大である。さらにこの部分は役者 (Ajax) が続けて歌うだけで、途中で他の役者 (Tecmessa) ないしコロスがセリフをはさむことはない。

それを理由に Wilfried Barner は Ajax 394-427 を Monodie に数えている*10。しかし $\sigma\tau\rho. \alpha / \acute{\alpha}\nu\tau. \alpha$ もまた、たしかに役者部分の歌は短いけれども、コロスがセリフを発するのは結尾部分だけであって途中ではない。それに何度も繰り返すが、この歌でのコロスは最初から最後まで意味のない諷めないしなぐさめしかやらず、どうみても「対話」はなりたっていないが、それは多かれ少なかれ類例としてあげた歌のどれにもあてはまる。となればやはりこの部分だけを Monodie として独立させるべきではない。ただしこのように議論が起きる余地があることは認めておこう。

何がセリフで何が歌か？

ギリシャ悲劇がセリフと歌とでできているということは大前提として受け入れる。そしてセリフの部分は一部 trochaic tetrameter を含むものの大部分が iambic trimeter であり、たいして歌の部分はいわゆる lyric metre でできている、すなわち韻律が目印である、ということも受け入れる。anapaestic の部分はひとまず考察から外す。

この前提を受け入れてなお、生じてくる問題がふたつある。

- (1) 歌の中で、とりわけ役者の歌の中で iambic trimeter がでてくるのが少なからずある。こうした iambic trimeter は歌の韻律の一部であるとみなす (いいかえれば歌われたと考える) べきか、それともその個所は、歌ではなくセリフとなっていると考えるべきか。

この間についてはすでに言及した。ここで例をあげる。直前にとりあげた A. Ag. 1072-1177 の役者 (Cassandra) とコロスとの応酬である。

先に分析したように、7 つの str. / ant. のうち、str. / ant. 1 から str. / ant. 4 までの

*10 Jens, Bauformen 278-279.

4 対にあつては役者だけが歌いコロスは語る、しかるに str. / ant. 5 から str. / ant. 7 までの 3 対にあつてはコロスも歌に参画する、という分析は、大枠では正しい。しかし細かにみていくと、役者 (Cassandra) の部分にも、さらには後半のコロスの部分にも、歌の中に少なからず iambic trimeter が含まれているのである。以下、列挙する。

str. / ant. 2	1082	ἀπώλεσας γὰρ οὐ μὲν μόλις τὸ δεύτερον.
	= 1087	ἂ ποῖ ποτ' ἤγαγές με; πρὸς ποίαν στέγην;
str. / ant. 3	1092	ἀνδροσφαγεῖον καὶ †πεδορραντήριον†
	= 1097	ὄπτάς τε σάρκας πρὸς πατρὸς βεβρωμένας.
str. / ant. 4	1102	μέγ' ἐν δόμοισι τοῖσδε μῆδεται κακόν
	= 1109	λουτροῖσι φαιδρύνασα, πῶς φράσω τέλος;
str. / ant. 5	1116	ἀλλ' ἄρκυς ἢ ξύνεννος, ἢ ξυλαιτία
	= 1127	μελαγκέρω λαβοῦσα μηχανήματι
	1119–20	ποίαν Ἐρινὺν τήνδε δώμασιν κέλη
		ἐπορθιάζειν; οὐ με φαιδρύνει λόγος·
	= 1130–31	οὐ κομπάσαιμ' ἂν θεσφάτων γνώμων ἄκρος
		εἶναι, κακῶ δέ τω προσεικάζω τάδε.
str. / ant. 6	1138–39	ποῖ δὴ με δεῦρο τὴν τάλαιναν ἤγαγες;
		οὐδέν ποτ' εἰ μὴ ξυνθανομένην, τί γάρ;
	= 1148–49	θεοὶ γλυκύν τ' αἰῶνα κλαυμάτων ἄτερ·
		ἐμοὶ δὲ μίμνει σχισμὸς ἀμφήκει δορί.
str. / ant. 7	1160–61	νῦν δ' ἀμφὶ Κωκυτόν τε κ' Ἀχερουσίους
		ὄχθους ἕοικα θεσπιωδῆσειν τάχα.
	= 1171–72	τὸ μὴ πόλιν μὲν ὥσπερ οὖν ἐχρήν παθεῖν,
		ἐγὼ δὲ θερμόνους τάχ' Ἐμπέδω βαλῶ.

これらが語られたか歌われたか、という問に対しては、どちらとも決められない、としておくのが安全であろう*11。ただし上記すべての iambic trimeter が語られたと仮定すれば、2 箇所 (str. / ant. 4 及び str. / ant. 5 の 1116 = 1127) を除く他の 5 例が、どれも当該部分の役者なりコロスなりのその発話部分の終結部分もしくは開始

*11 I do not see how we can decide whether the iambic trimeters in Cassandra's stanzas were sung exactly like the purely lyrical parts or were recited or delivered in a manner between singing and reciting. (Ed. Fraenkel, *Aeschylus, Agamemnon*, p. 539).

部分におかれていることは、歌からセリフへ、あるいはセリフから歌への移行を示唆しているようにも思える (str. 7 を例にとれば、1156-59 までが歌で、そのあとに 1160-61 のセリフが続く)。そしてこれらの行はおおむね文意のうえでも文法的にもそれ自体で完結していることも指摘しておくべきだろう。

- (2) 役者ないしコロスが相手の歌の途中で「口をはさむ」iambic dimeter は、たとえそこしか dimeter が存在せず他はすべて trimeter であっても、通常、lyric metre と解釈されている。その理由は dimeter である、ということにつきる。しかしこの dimeter は不完全な trimeter であって、すなわちセリフが中断された形とみなすことができはしないか。理由は薄弱であるとみとめざるをえないが、ふたつある。ひとつには「どうして他では語っているのにそこだけ歌うのか」という疑問、もうひとつは韻律上の形態である。

後者について少し専門的になるが、説明を加える。lyric metre としての iambic dimeter は理念としては $\times-\cup-\cup$ $\times-\cup-\cup$ の形になるところ、実際にその例を細かく調べていくと、多くが $\times-\cup-\cup$ $\cup-\cup-\cup$ の形をしている、すなわち 5 番目の位置には短音節がおかれる例が圧倒的に多い (このことははまだよく知られていないので論証が必要である。私は別の論文で扱う予定である)。ところが「口をはさむ」iambic dimeter にあつては、例外もあるがしばしば $\cup-\cup-\cup$ $-\cup-\cup$ すなわち 5 番目の位置に長音節がおかれることがある。これは lyric metre としての dimeter の傾向に反している。周知のように、セリフの trimeter にあつては長短いずれでもよいが、長音節のほうが用例が多い。ということはこの dimeter はセリフではないか。さらにしばしばこの 5 番目の位置のあとに切れ目 (caesura) が来る。

例をあげる。S. OT 649-677 = 678-696 は基本的にコロスが歌い、役者 (str. は Oedipus、ant. は Iocasta) は trimeter のセリフで応酬する。しかるに次の行だけが dimeter であつて、通常の解釈では「歌っている」とされる。

651 $\tau\acute{\iota}$ σοι θέλεις δῆτ' εἰκάθω;
= 680 μαθοῦσά γ' ἤτις ἡ τύχη.

しかしこの dimeter は trimeter のうしろの 1 metron が切り落とされたもの、つまりセリフであつて、lyric metre としての dimeter ではないのではないか。

もう一例。S. OT 1313-1348 = 1321-1328, 1329-1348 = 1349-1368 は役者 (Oedipus) が歌いコロスはセリフで「意味のないなぐさめ、ないし諫めをしている」3 例のひとつである。ただし次の行だけコロスは trimeter ではなく dimeter を発する。よって通常、そこだけ歌っていると解される。

1336 ἦν τᾶδ' ὅπως περ καὶ σὺ φῆς.

= 1356 θέλοντι κάμοι τοῦτ' ἂν ἦν.

しかしこの dimeter も上の例とおなじく語られたと考えたほうがよい。

私の仮説を裏付けるためにも、あるいは逆に論駁するためにも、すべての用例を集めなければならない。今後の課題とする。

今後の見通し

私はすべての歌の形式による分類をいちおうやり終えてはある。しかしながら問題点は以上のようにまだまだ残っている。さらに歌の韻律の分析も様式史にかかわってくるものが予想される。なぜなら役者の歌の韻律は dochmiac であることが多い。それはスタシモン以外のコロスの歌にあってもあてはまる。

dochmiac はしばしば激しい感情を表すのに適切な韻律とされる。それはたしかにそうであるが、役者の歌やスタシモン以外のコロスの歌それじたいが内容的に激しい感情であるから、と説明することもできる。「鶏と卵」の関係である。韻律分布と歌の分類は大きな課題である。

以上、本稿でとりあげた諸問題を解決しないまでも、すっきり見通しを立てた上で分類を記述するには、モノグラフが必要と予想される。これが次の課題である*12。

(東京大学)

*12 本稿は日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (C) 「ギリシャ悲劇の歌の、韻律にもとづく類型学」(平成 22～25 年研究代表者・逸身喜一郎) の最終年度報告である。

インゲニウムによる例証と Pap. D. 46, 3, 95, 10*

芹澤悟

I インゲニウムによる例証

クインティリアヌス『弁論家の教育』(Quintilianus, Institutio Oratoria. 以下 Quint. Inst. と略記)の第5巻は、法廷弁論の5部門(序論、陳述、立証、反論、結び)のうちの立証 probatio を扱っている*1。Quint. は、立証をアリストテレスに倣って技術的なものと非技術的なものに分類したうえで(第I章)、技術的な立証としての徴証 signa (第9章)、論証 argumenta (第10章)、例証 exempla*2 (第11章)について順次論じ、例証に関する第11章の最終節において以下のように述べている。

Quint. Inst. 5, 11, 44

... nam testis et quaestio et his similia de ipsa re quae in iudicio est pronuntiant: extra petita, nisi ad aliquam praesentis disceptationis utilitatem ingenio adplicentur, nihil per se ualent.

……というのも、証人と尋問とそれに類することとは、法廷で問題になっていること自体について語ってくれますが、外部から引いてこられたものは、インゲニウム ingenium によって目下の論争に役立たせることができなければ、それ自体では何の価値もないからです*3。

現代ドイツのローマ法学者 Dieter Nörr は、Quint. の本節に因んで「Exempla nihil per se valent」と題された彼の論文の中で、本節中の「外部から引いてこられたもの」とは具体

* 査読の労をとっていただいた方々からは多くの重要なご指摘を賜り、心よりお礼申し上げますとともに、筆者の力不足のせいで貴重なご指摘に応える十分な修正や補足ができなかったことをお詫び申し上げます。本稿における誤りや欠陥は、すべて筆者の責任である。

*1 Quint. Inst. 5, pro. 5 (『弁論家の教育 2』、213 頁) 参照。Quint. Inst. の第5巻については、平田常子「弁証について——クインティリアヌス『弁論教程』第五巻の argumentatio——」、植松秀雄編『埋れていた術・レトリック』、1998年、153-173 頁参照。

*2 exemplum (pl. exempla) は例示、例証、範例などと訳されることが多いが、本稿では、立証方法としての exemplum を例証、例証に用いられる個々の具体例としての exemplum を証例と訳すことにする。

*3 『弁論家の教育 2』、292 頁参照 (Quint. Inst. のテキストは、本訳書の底本として用いられている Oxford Classical Texts [註4 参照] に拠った)。なお、ingenium をどのように訳すべきかはその内容の理解とも関わってくるので(註7 参照)、ここでは原語のまま「インゲニウム」と訳しておく。

的には徴証、論証、例証を指すと解したうえで*4、例証を用いたローマ法学の立証方法について論じている*5。しかし Nörr の論文では、例証の意義とともに、例証に対するローマの法学者たちの反論方法の分析に焦点が当てられていることもあって、本節中の「インゲニウムによって目下の論争に役立たせることができなければ」の部分への言及やインゲニウムに関する検討はなされていない。そこで本稿では、ローマの法学者 Papinianus (紀元後 212 年没。以下、Pap. と略記)*6 の一法文を手がかりに、Quint. Inst. 5, 11, 44 で言及される「インゲニウムによる例証」*7 の具体像を探ってみることにしたい。

*4 Nörr は、Quint. Inst. 5, 9, 1 と 5, 11, 1 をもとに、「外部から引いてこられたもの」の具体的な内容としてこれら 3 つを補っている (Nörr, S. 1, A. *)。ただし 5, 11, 1 に関しては、「Tertium genus ex iis, quae extrinsecus adducuntur in causam, ...」のように iis と quae の間にカンマを付す校訂 (例えば Helmut Rahn [Hrsg.], Marcus Fabius Quintilianus, Ausbildung des Redners, Einbändige Sonderausgabe, 5., unveränderte Aufl., 2011, Erster Teil, S. 596) と、「Tertium genus, ex iis quae extrinsecus adducuntur in causam, ...」のように genus と ex の間にカンマを付す校訂 (例えば Michael Winterbottom [ed.], M. Fabi Quintiliani Institutionis Oratoriae Libri Duodecim, Tomus 1 [Oxford Classical Texts], 1970, p. 279; Donald A. Russell [ed.], Quintilian, The Orator's Education, Books 3-5 [Loeb Classical Library], 2001, p. 430) があり、前者の校訂に従えば、「外から事案に持ちこまれることにもとづいているものの第三番目の種類を、ギリシア人はパラダイクマと呼んでいますが、……」となつて、5, 9, 1 の記述と併せて、「外部から引いてこられたもの」の具体的内容を Nörr のように解することができる。他方、後者の校訂に従えば、5, 11, 1 は「[技術的な立証の] 第三番目の種類、すなわち外から事案に持ち込まれることにもとづいているものを、ギリシア人はパラダイクマと呼んでいますが、……」(『弁論家の教育 2』、277 頁参照 [訳文を一部変更した]) のように訳出されることになる。本稿では、後者の校訂に従ったうえで、5, 11, 36 や 5, 11, 43 の記述と併せて、5, 11, 44 の「外部から引いてこられたもの」とは証例と権威 auctoritas、とりわけ証例を指すと解しておきたい。

*5 Nörr 論文 (文献略号表参照) は、Paul. D. 46, 3, 98, 8 と Paul. D. 45, 1, 83, 5 の釈義をもとに、ローマの法学者たちが議論の中でさまざまな証例を用いていたことを示すとともに、ある法学者が他の法学者の例証に反論する際に「教義学的議論」や「評価的議論」を行う場合があることを指摘して、例証の意義と限界を明らかにしようとするものである。

*6 Pap. 自身が「傑出した才能の持主 excellentis ingenii vir」(Cth. 1, 4, 3 [426 年])、「卓越した才能を有するパピニアヌス excelsi ingenii Papinianus」(C. 6, 25, 7, 1 [530 年]; Inst. 2, 23, 7)、「この上なく鋭敏な才能の持主 acutissimi ingenii vir」(C. 6, 42, 30 [529 年]) などと称されていたことや、彼の事例提示が最高の名人芸と評されていることにつき、例えば『パピニアヌス』、234 頁、237 頁や Briguglio, p. 357 を参照。

*7 筆者が数えた限りでは、Quint. Inst. 全体で ingenium という名詞は 145 回ほど登場する (網羅的ではないが、Eduard Bonnell, Lexicon Quintilianum, 1834 [rep. 1962], pp. 424-426 も参照)。その多くは「(生まれつきの) 才能」と訳すのが適当と思われるが (cf. Historisches Wörterbuch, s.v. [ingenium] (J. Engels), Sp. 392)、例えば 5, 7, 33 や 7, 4, 23 などのように、「巧妙な工夫」(『弁論家の教育 2』、230 頁)、「創意工夫」([森谷・戸高・吉田訳] クインティリアヌス『弁論家の教育 3』、2013 年、167 頁) のように訳される箇所もある (Oxford Latin Dictionary, 2 ed., Vol. I, 2012, s.v. [ingenium] 6a も参照)。5, 11, 44 における ingenium の意味を理解するためには Quint. Inst. における ingenium 概念全体の検討が必要であるが、本稿では Pap. の法文をもとに ingenium の具体的一面を考察するにとどまらざるをえなかった。なお、5, 11, 44 の ingenium に関する筆者のさしあたりの理解については、註 40・42 および対応本文を参照。

II Pap. D. 46, 3, 95, 10 における例証

本稿で検討の対象とするのは、Pap. の著作『質疑録 *Quaestiones*』第 28 巻の中からユスティニアヌス帝の『学説彙纂 *Digesta*』に採録された以下の法文である。

① Pap. D. 46, 3, 95, 10 (28 quaestionum)

Si mandatu meo Titio pecuniam credidisses, eiusmodi contractus similis est tutori et debitori pupilli: et ideo mandatore convento et damnato, quamquam pecunia soluta sit, non liberari debitorem ratio suadet, sed et praestare debet creditor actiones mandatori adversus debitorem, ut ei satisfiat. et hoc pertinet tutoris et pupilli debitoris nos fecisse comparisonem: nam cum tutor pupillo tenetur ob id, quod debitorem eius non convenit, neque iudicio cum altero accepto liberatur alter nec, si damnatus tutor solverit, ea res proderit debitori: quin etiam dici solet tutelae contraria actione agendum, ut ei pupillus adversus debitores actionibus cedat.*8

もし私の委任にもとづいてあなたがティティウスに金銭を貸し付けたとき、[委任者と、受任者の債務者との] この種の関係は、後見人と、未成熟者の債務者との関係に類似している。そしてそれゆえ、委任者が [受任者から] 訴えられて有責とされたときにたとえ金銭が [委任者から受任者に] 弁済されたとしても債務者は解放されないことを事理は説いており、委任者が満足させられるように、債権者 [たる受任者] は債務者に対する訴権を委任者に譲渡しなければならない。そして、われわれが後見人や、未成熟者の債務者との比較を行ったのは、このことに関わる。なぜなら、後見人は未成熟者の債務者を訴えなかったことで未成熟者に対して責を負っているのであるから、一方 [=後見人] に対する [未成熟者からの] 訴訟の係属によって他方 [=未成熟者の債務者] が解放されることはなく、もし有責とされた後見人が [未成熟者に] 弁済したときはそのことは債務者の利益にはならないからである。むしろ、未成熟者は債務者に対する訴権を彼 [=後見人] に譲渡するように後見反対訴権によって訴えられるべきである、といわれるのが常である。

*8 『学説彙纂』のテキストは、Mommsen-Krüger (ed.), *Corpus Iuris Civilis*, Vol. 1, 16. Aufl. (1954 [rep. 1973]) および Mommsen-Krüger (ed.), *Digesta Iustiniani Augusti*, 2 Bde. (1868-1870 [rep. 2008]) に拠った。

法文①において Pap. は、以下の 2 つの事例の比較 *comparatio*^{*9} を行っている。1 つは、A が B に対して C に金銭を貸し付けることを委任し、この委任契約にもとづいて受任者 B が C に金銭を貸し付けたが、B が債務者 C からその債権を回収することができなかった場合に、もし委任者 A が委任契約にもとづいて B から訴えられたときは、たとえ A が B に対して有責とされて B に弁済を行った後でも、A は、C に対する求償のために、B が C に対して有する訴権の譲渡を請求できる、という事例である（以下、「信用委任者事例」と呼ぶ^{*10}。他の 1 つは、被後見人 B' が彼の債務者 C' に対して有している債権の取り立てを後見人 A' が怠った場合に、もし A' が後見関係にもとづいて B' から訴えられたときは、たとえ A' が B' に対して有責とされて B' に弁済を行った後でも、A' は、C' に対する求償のために、B' が C' に対して有する訴権の譲渡を請求しうる、という事例である（以下、「後見人事例」と呼ぶ）。

これらの事例の比較による例証に関しては多くの研究者たちがその独創性、革新性、巧みさを指摘しており^{*11}、その意味では、法文①を、証例が「インゲニウムによって目下の論争に役立たせ」（*Quint. Inst.* 5, 11, 44）られている事例の 1 つに数えることも可能であろう。しかしながら、本法文における例証の理解を巡っては以下のような学説の対立がある。すなわち、例証においては、解決すべき何らかの問題を含み法学者たちの議論の出発点とされる一方の事例を「出発事例」、出発事例の解釈や解決を基礎づけるために援用される他方の事例を「比較事例」と位置づけることができるが、従来の多数説が信用委任者事例を出発事例、後見人事例を比較事例と解するのに対し、Pap. の『質疑録』に関する最近の著書の中で本法文を含む D. 46, 3, 95 全体を詳細に検討した Babusiaux（以下、Bab. と略記）は、逆に、後見人事例を出発事例、信用委任者事例を比較事例と解しているのである。そこで、法文①をもとに *Quint. Inst.* 5, 11, 44 における「インゲニウムによる例証」の内容を考察するためには、そもそも法文①における例証をどのように理解すべきなのかを検討してみる必要がある。

*9 *Quint.* は、比較 (*parabole, conlatio*) もまた例証と呼ばれるとし (*Quint. Inst.* 5, 11, 1-2 [『弁論家の教育 2』、278 頁参照])、キケロは、比較を用いる *comparabile* のは多様な事柄に何らかの類似性が含まれている場合であって、それはさらに描写 *imago* と対比 *conlatio* と例証に細分されるとする (『弁論家の教育 2』、279 頁、註 2 に挙げられる *Cicero, De inventione*, I, 49 [片山英男訳『キケロー選集』6、2000 年、39-40 頁] を参照)。

*10 信用委任とは、ある者が他の者に対して第三者に金銭を貸し付けることを委任することをいい、委任者は、受任者がこの貸し付けによって損害を被った場合には委任契約にもとづいて受任者に対して責任を負うことになり、債務者たる第三者の保証人と類似した地位に置かれる。cf. *Kaser-Knütel*, S. 273, S. 330.

*11 *Babusiaux*, S. 131, S. 133; *Wacke*, S. 133; *Emunds*, S. 264; *Ankum*, p. 188.

III 信用委任者事例の検討

以下では、従来の多数説とは逆に後見人事例を出発事例、信用委任者事例を比較事例と解すべきであるとして Bab. が挙げている根拠を、順次検討していくことにしたい。Bab. が自説の根拠として第一に挙げているのは、以下のことである。すなわち、信用委任者事例に関しては、すでに Iulianus (紀元後 2 世紀の法学者。以下、Iul. と略記) が委任者への訴権譲渡による債務者への求償を委任者に認めており、Pap. も『質疑録』においてこの Iul. の見解に従っているのに対して、後見人事例に関しては、被後見人から後見人への訴権譲渡は法文①以外では認められておらず、それゆえ Pap. は、すでに Iul. 以来委任者への訴権譲渡が認められていた信用委任者事例を比較事例として、出発事例としての後見人事例について、後見人への訴権譲渡による債務者への求償を後見人に認めた、というのである*12。しかし、このような解釈の根拠として Bab. が挙げる以下の法文*13 については、検討が必要である。

② Iul. D. 46, 1, 13 (14 digestorum)

Si mandatu meo Titio decem credideris et mecum mandati egeris, non liberabitur Titius: sed ego tibi non aliter condemnari debebo, quam si actiones, quas adversus Titium habes, mihi praestiteris. item si cum Titio egeris, ego non liberabor, sed in id dumtaxat tibi obligatus ero, quod a Titio servare non potueris.

もし私の委任にもとづいてあなたがティティウスに 10 を貸し付け、あなたが委任訴権によって私を訴えたときは、ティティウスは解放されないであろう。しかし、ティティウスに対して有する訴権をあなたが私に譲渡しない限り、私はあなたに対して有責とされるべきではないだろう。同様に、もしあなたがティティウスを訴えたときは私は解放されず、あなたがティティウスから回収できなかった分についてだけ私はあなたに対して債務を負うであろう。

③ Ulp. D. 17, 1, 28 (14 ad edictum)

Papinianus libro tertio quaestionum ait mandatorem debitoris solventem ipso iure reum non liberare (propter mandatum enim suum solvit et suo nomine) ideoque mandatori actiones putat adversus reum cedi debere.

『質疑録』第 3 巻においてパピニアヌスは、債務者の [ための貸し付けを委任し

*12 Babusiaux, S. 131.

*13 Babusiaux, S. 131, A. 619, A. 620. なお、A. 619 で挙げられている Gaius の法文 (D. 17, 1, 27, 5) は、Iul. D. 46, 1, 13 とほぼ同内容なので省略する。

た] 委任者*14 が [受任者に] 支払う場合には、委任者が法上当然に債務者を解放することはない（なぜなら、委任者は自らの委任にもとづいて自らの名義で支払うからである）、と述べている。それゆえ、パピニアヌスは債務者に対する訴権が委任者に譲渡されるべきであると考えている。

確かに法文②では、信用委任において受任者が委任者を訴える場合には、受任者が彼の債務者に対して有する訴権を委任者に譲渡すべきことが説かれているが（「ティティウスに対して有する訴権をあなたが私に譲渡しない限り」）、訴権譲渡の時期に着目するならば、Bab. の理解には以下のような問題点が指摘できよう。多くの論者が述べているように、法文②において Iul. は、受任者は委任者に対する委任反対訴訟の中で自分が債務者に対して有する訴権を委任者に譲渡すべきであるとしているのに対して*15、法文①において Pap. は、委任反対訴訟で有責とされてすでに受任者への弁済を済ませた後でも、委任者は受任者に対する委任直接訴訟によって受任者が債務者に対して有する訴権を自分に譲渡すべきことを請求できる、と主張していると解される。つまり、法文①と法文②では委任者への訴権譲渡が認められる時期や局面が異なっているのである。Bab. は委任反対訴訟や委任直接訴訟における訴権譲渡の時期の違いにはまったく注目していないが、この違いに着目するならば、法文①における Pap. の見解が法文②における Iul. の見解に従っていたことにはならない。

また、法文③では Ulpianus（紀元後 223 年没）が Pap. の見解を伝えているが、ここでは、委任者が受任者に弁済した場合にも受任者が自分の債務者に対して有する訴権は存続するとされており、Pap. は、委任者による弁済後も存続しているこの訴権が受任者から委任者に譲渡されるべきであると考えているのである*16。つまり、法文③では法文①と同

*14 「債務者の委任者 *mandator debitoris*」という圧縮された表現（Pap. のこの種の文章表現スタイルについては、『パピニアヌス』、232 頁、258 頁も参照）について、Emunds は「債務者の委任にもとづいて債務者への貸し付けを委任した委任者」と解し（Emunds, S. 261, A. 87）、Ankum は『学説彙纂』の独訳（*Corpus Iuris Civilis, Text und Übersetzung, III, 1999, S. 380*）をもとに単に「債務者への貸し付けを委任した委任者」と解しているが（Ankum, p. 185）、あえて Emunds のように解すべき理由はなく、ここでは Ankum や独訳の理解に従っておく。

*15 Wacke, SS. 130–132; Emunds, S. 254; S. 259, A. 82; Ankum, pp. 179–180; Briguglio, p. 317, p. 321; Provera, p. 633, n. 39; Seiler, S. 161; Reinhard Zimmermann, *The Law of Obligations, 1990, p. 141*. なお Medicus は、法文②は弁済後の委任者からの訴権譲渡請求を無効としているわけではなく、むしろ、受任者からの請求に対して委任者が弁済前の訴権譲渡を求めて *exceptio doli* を用いることを可能にしたものと解しているが（Dieter Medicus, *Der fingierte Klagenkauf als Denkhilfe für die Entwicklung des Zessionsregresses, in: Festschrift für Max Kaser zum 70. Geburtstag, 1976, SS. 403–404*）、仮にそのように解しようとしても、Bab. のように「訴権譲渡の承認」という共通性のみにもとづいて法文①と法文②を同列に置くべきではなからう。

*16 Emunds は、受任者への弁済後であっても委任者が受任者に対して訴権譲渡を請求しうることを Pap. が法文③で認めた実質的な理由は、「受任者のもとには、委任にもとづいて何かが残されるべきではない」と

内容の Pap. の見解が引用されているにすぎず、法文②における Iul. の見解を Pap. が承認していたという結論を法文③から引き出すことはできない。

以上のことからすれば、法文②において Iul. は委任者による弁済と受任者による訴権譲渡が同時になされることを要求していたのに対し、法文①と法文③において Pap. は、受任者への弁済後であっても委任者は委任直接訴権によって訴権譲渡を請求しうるかというやや特殊な問題を取り上げてこれを肯定していることになり、Pap. によるこのような解決が、後見人による弁済後の訴権譲渡請求を巡る後見人事例の解決にとって比較事例として機能しうるだけの明白性と説得力を有していたといえるかは疑問である*17。

IV 後見人事例の検討

Bab. が挙げる第二の根拠は、法文①の信用委任者事例で認められるような「訴権譲渡による求償」は後見人事例には直ちには妥当しえないので、Pap. は後見人事例においてもこのような法的効果を認めるために信用委任者事例を比較事例として提示した、というものである*18。たしかに、保証人に類似した機能を果たす信用委任者とは異なり、後見人は、被後見人の財産を占有者として管理し、後見事務終了後に「費用の償還」を求めるのが通例であり*19、後見人事例においては「訴権譲渡による求償」という行為は観念しにくい。しかしながら、被後見人から後見人に対して提起される後見直接訴訟が、誠意訴訟として、後見人・被後見人間の請求権の清算、清算後に残存する被後見人の財産の返還、損害賠償などに向けられた柔軟な法手段であったのと同様に、同じ誠意訴訟として後見人から被後見人に対して提起される後見反対訴訟が、費用の償還のほかに、後見人から弁済を受けた被後見人が債務者に対する債権を保持し続けることによって不当な利得を得ることを防止したり、被後見人への弁済を行った後見人が訴権譲渡による求償を求めたりするた

いう委任の一般原則 (Paul. D. 17, 1, 2opr.) にあるとして、委任直接訴権にもとづく訴権譲渡請求の承認自体は何ら特別なことではないとする (Emunds, SS. 256-257; S. 257, A. 75)。

*17 従来の多数説は、後見人の「独立した責任」(註 24・28 参照) は保証人に類似した機能を営む信用委任者の場合よりも明白なことや、後見人の場合は弁済後の訴権譲渡請求が慣行的に承認されていること (dico solet [法文①末尾部分参照]) などから、後見人事例のほうが比較事例として適しているとする (Wacke, SS. 118-119, SS. 127-128; Emunds, SS. 260-264; Ankum, S. 184)。なお Briguglio は、そもそも法文①では弁済後の訴権譲渡請求が認められているわけではなく、弁済前に委任者と受任者の間で債権売買に関する合意があった可能性があるとするが (Briguglio, p. 287, n. 216)、そのような合意の存在を示唆するとされる C. 5, 58, 1 は共同後見人に関するものであって、事案が異なる。

*18 Babusiaux, S. 131.

*19 Kaser-Knützel, S. 366, S. 368.

めの法手段として用いられることも可能だったのではないだろうか*20。

もし後見反対訴権を用いた「訴権譲渡による求償」がすでに Pap. の時代に認められていたとすれば、Bab. のように Pap. が後見人事例の解決のために信用委任者事例を比較事例として持ち出したと解すべき理由は存在しないことになるが、Bab. も指摘するように、この点に関しては以下のような難点がある。それは、後見反対訴権による訴権譲渡請求を認める Pap. 以外の法学者の見解が伝えられていないにもかかわらず、法文①の末尾部分でそのように「いわれるのが常である *dici solet*」とされていることである。たしかに *dici solet* の部分については、法文①以外にこれを認める史料が存在していない以上、「修正 *interpolatio*」を想定しないかぎりには十分な説明は困難であろう*21。しかし、(1) 後見と同様に誠意訴権が用いられる賃約において、請負人は、注文者からの損害賠償請求にもとづいて注文者に損害を賠償した後でも、注文者が有する訴権の譲渡を求償のために請求できたこと*22、(2) Pap. 自身が『質疑録』第 28 卷（法文①）のほかに『解答録』第 5 卷（Pap. D. 26, 7, 39, 14 [*5 responsorum*]）*23 の中でも法文①と同様の見解を繰り返して述べていた可能性があり、そのことが *dici solet* と表現されているとも解しうること、(3) Bab. が主張するように後見人事例を出発事例と解するとしても、もしそこでの解決が比較事例による例証を必要とするような特別なものであるならば、*dici solet* という表現の理解はやはり困難であること、などからすると、後見反対訴権による訴権譲渡請求を認める他の法学者の見解が伝えられていないとしても、後見人事例を比較事例と解することは可能であるように

*20 Kaser-Knützel, S. 368, S. 449; Seiler, S. 162. ただし、法文①の後見人事例において「むしろ *quin etiam*」と表現されていることから、後見反対訴権を訴権譲渡による求償の目的に用いることが特殊だったことも指摘されており (Emunds, S. 264; Wacke, SS. 121-123)、Wacke は、訴権譲渡請求という目的に関する限り、典型的には受任者が委任遂行によって取得したものを回収する目的で提起されうる委任直接訴権のほうに、後見反対訴権よりは問題が少ないとしている (Wacke, S. 130)。

*21 「修正」の可能性を指摘する学説については、Wacke, S. 121, A. 21; Briguglio, p. 318, n. 311 を参照。Seiler も、*dici solet* という一般的な表現方法の古典性は疑問であるとする (Seiler, S. 161)。

*22 請負人が注文者から預かった衣服を紛失して注文者からの訴権 (*actio locati*) にもとづいて注文者に損害を賠償した場合、請負人は、本来は異なる目的 [=報酬請求] のための訴権 (*actio conducti*) を用いて、注文者 (所有者) が衣服の所持人に対して有する訴権を自分に譲渡すべきことを請求できるとして、Wacke は Gai. D. 19, 2, 25, 8 を挙げている (Wacke, S. 122 u. A. 25)。

Gai. D. 19, 2, 25, 8

「洗い張り職人やかけはぎ職人が [作業のために預かった] 衣服を紛失し、そのために所有者 [=注文者] に賠償した場合は、所有者はその衣服の所有物取戻訴権と返還請求訴権を [請負人に] 譲渡する必要がある。」

*23 Pap. D. 26, 7, 39, 14

「[未成熟者の] 父親がより高い利息で貸し付けていた債権の悪化が後見人の怠慢に帰せられる場合は、未成熟者 (女) は、たしかに帳簿上の訴権を [後見人に] 譲渡しなければならないが、後見期間中に徴収された利息は一切の相殺なしに保持し続ける。」

思われる*24。

むしろ、後見人事例において注目すべきなのは、被後見人からの後見直接訴訟の終了後であっても後見人は後見反対訴訟によって被後見人に対する費用の償還や訴権譲渡を求めることができた点である*25。これに対して信用委任者事例においては、法文①における Pap. の解決より以前は、委任反対訴訟の終了後に委任者が委任直接訴訟によって訴権譲渡を求めることは認められていなかった (III)。それゆえ、このような場合にも委任者が委任直接訴訟によって訴権譲渡を請求しうることが Pap. が新たに認めようとしていたとすれば、この点において、比較事例としての後見人事例が出発事例としての信用委任者事例に対して証拠の役割を演じることができた点と解しうるのである*26。

*24 Briguglio は Bab. と同様に後見人事例を出発事例と解しているが (Briguglio, p. 320)、そもそも法文①の中の nos を non と読み違えて論を進めているため (pp. 318-319)、その紹介は省略する (筆者の見限り、「non」とする校訂はない。cf. Ankum, p. 182, n. 34)。なお Emunds は、後見人事例における「被後見人に対する後見人の損害賠償債務」と「被後見人に対する彼の債務者の弁済義務」とは別個独立の法関係であって、それゆえ両者は訴権消耗の関係にはなく、このことは「だれかが債務者ではなく自己の名義で弁済したものは、債務者を解放しない [Ulp. D. 5, 3, 31pr.]」という原則としてすでに [Cassius 以来 (S. 260)] 一般的に承認されており、このような状況を指すものとして dici solet という表現がなされているとする (Emunds, S. 264)。dici solet 部分の「修正」を主張しないでテキストを整合的に解釈しようとする試みとしては評価できるが、テキストをこのような意味に限定して理解できるかは疑問である。また Wacke は、註 26 で紹介するような被後見人の利益の訴訟法的保護が Pap. 以前から貫徹されており、そのことが dici solet と表現されていたと解するが (Wacke, S. 125)、法文①以外の根拠法文が挙げられているわけではなく、これも 1 つの仮説にとどまるといえよう。

*25 後見直接訴訟終了後に後見反対訴訟による費用償還請求を認めた法文としては Ulp. D. 27, 4, 1, 4 を参照 (cf. Wacke, S. 124, A. 35)。ただし Pap. D. 26, 7, 39, 14 (註 23) においては、訴権譲渡請求が後見直接訴訟においてなされるのか後見反対訴訟においてなされるのかは不明である。

*26 Wacke は、後見人事例において被後見人からの後見直接訴訟の終了後に後見人からの後見反対訴訟による訴権譲渡請求を認めることの意義を、(1) 直接訴訟と反対訴訟を切り離すことによって裁判官が判決を迅速に下すことができ、訴訟経済が図られること、(2) 直接訴訟の中で反対訴訟の内容も考慮される場合には、後見人への訴権譲渡がなされた後もなお被後見人が彼の債務者に対する債権を行使できる状況が生じるおそれがあるが、両訴訟を切り離せばそのような不安定な状況を回避しうること、(3) 直接訴訟の中で反対訴訟の内容も考慮される場合は、判決を得た後見人が、被後見人への賠償を行う前に、譲渡された債権を行使してしまい、のちに後見人が破産した場合にそのリスクを被後見人が負わされる可能性があるが、直接訴訟によって被後見人への賠償をさせた後に後見人に反対訴訟の提起を認めることにすれば、このようなリスクを回避して被後見人の保護を図りうること、と捉え、法文①では後見人事例におけるこのような思想が事例比較によって信用委任者事例に持ち込まれたとする (Wacke, SS. 124-125)。

これに対し Emunds は、信用委任において委任者が受任者に弁済した後であっても委任直接訴権によって訴権譲渡を請求しうることが委任の一般原則から当然であるとして (註 16 参照)、法文①における事例比較の意味は、訴権譲渡の前提となる「債務者に対する訴権の存続」を信用委任者事例においても認めた点にあるとする。すなわち、後見人事例においては後見人の損害賠償義務と債務者の弁済義務が別個独立のものであることは明白であり、そこでは「だれかが債務者ではなく自己の名義で弁済したものは、債務者を解放しない」という弁済の原則がすでに妥当していたため (註 24 参照)、後見人が自己の債務を被後見人に弁済した後も債務者に対する被後見人の訴権の存続が認められていたが、Pap. は、「債務の独立性」という点に着目した事例比較によってこの原則を初めて信用委任者事例に持ち込み、委任者が自己の名義

V Pap. D. 46, 3, 95, 8–12 における D. 46, 3, 95, 10 の位置づけ

Bab. が挙げる第三の根拠は、法文①の前後の法文との関連からも後見人事例を出発事例、信用委任者事例を比較事例と解すべきである、というものである*27。法文①とともに1つの問題連関を形成しているとされるのは、以下の諸法文である。

④ Pap. D. 46, 3, 95, 8 (28 quaestionum)

Si creditor debitoris hereditatem ad se non pertinentem possedit et tantum ad eum pervenit, quantum, si quilibet alius bonorum possessor ei solveret, liberaret heredem, non potest dici fideiussores liberari: neque enim ipsum sibi solvisse pecuniam credendum est, a quo hereditas evincitur.

債権者が彼のものではない債務者の相続財産を占有していて、もし誰であれ〔債権者とは〕別の遺産占有者が彼にそれを弁済したならば〔債務者の〕相続人を解放するだけのものが彼のもとに到達していた場合は、〔被相続人の債務の〕保証人が解放されると言われることはできない。なぜなら、相続財産を取り戻される者〔＝債務者の相続財産を占有している債権者〕自身が自分に金銭を弁済したと考えられるべきではないからである。

⑤ Pap. D. 46, 3, 95, 9 (28 quaestionum)

Dolo fecisti, quo minus possideres quod ex hereditate ad alium pertinente adprehenderas: si possessor corpus aut litis aestimationem praestitit, ea res tibi proderit, quia nihil petitoris interest: ceterum si tu ante conventus ex praeterito dolo praestiteris, nihil ea res possessori proderit.

で受任者に弁済したときは、弁済の後も訴権譲渡の前提となる「債務者に対する訴権の存続」を認めた、というのである (Emunds, SS. 262–265)。

このように、Wacke は Pap. による信用委任者事例の解釈のポイントを「委任反対訴訟の終了後であっても委任者からの委任直接訴権による訴権譲渡請求を認めること」に置くのに対し、Emunds は「受任者への弁済後であっても訴権譲渡請求の前提となる訴権の存続を認めること」に置いている。委任直接訴権にもとづく訴権譲渡請求は Emunds が主張するほど (註 16 参照) 当然のこととは言いきれないと思われること (Ankum は、訴権譲渡を求める委任直接訴権の内容は通常の内容とはかなり異なるとする [Ankum, p. 184]) や、法文①の信用委任者事例における一番の問題は、受任者からの委任反対訴訟において委任者が訴権譲渡の申請を怠ったり、裁判官が判決前の訴権譲渡申請を認めなかったために受任者への「弁済前」の訴権譲渡がなされなかった場合に、「弁済後」であっても委任者が委任直接訴権によって訴権譲渡を請求できるかということであったと解しうること (Wacke, S. 132) からすると、後見人は後見直接訴訟にもとづいて被後見人に弁済した後でも後見反対訴訟によって被後見人に対して訴権譲渡を請求できたという点において、後見人事例が比較事例の役割を果たしたと考えられよう。

*27 Babusiaux, S. 131.

あなたは、他人のものである相続財産からあなたが取得した物の占有を悪意で中止した。もし〔現在の〕占有者が目的物あるいは訴訟物評価額を〔所有物取戻訴訟を提起した相続人に〕給付したときは、そのことはあなたにとって役立つだろう。なぜなら、原告〔である相続人〕には〔さらにあなたを訴える〕利益はないからである。他方、もしあなたがかつての悪意にもとづいて最初に訴えられて〔相続人に〕給付したときは、そのことは〔現在の〕占有者にとって全く役立たないだろう。

⑥ Pap. D. 46, 3, 95, 11 (28 quaestionum)

Si creditor a debitore culpa sua causa ceciderit, prope est, ut actione mandati nihil a mandatore consequi debeat, cum ipsius vitio acciderit, ne mandatori possit actionibus cedere.

もし〔信用受任者である〕債権者が彼の過失によって債務者に敗訴したときは、彼自身の過誤によって委任者への訴権譲渡が不可能になったのだから、委任者に対しては委任〔反対〕訴権によって何も請求されるべきでない、ということが妥当である。

⑦ Pap. D. 46, 3, 95, 12 (28 quaestionum)

Si inter emptorem et venditorem convenerit, priusquam aliquid ex alterutra parte solveretur, ut ab emptione discedatur, fideiussor eo nomine acceptus soluto contractu liberabitur.

買主と売主の間で、いずれか一方から何かが弁済される前に売買から退くことが合意されたときは、売買契約のために設定された保証人は契約解消によって解放されるであろう。

法文①と法文④、⑤、⑥、⑦の関連を巡る Bab. の解釈はかなり複雑であるが、要約すると以下のようなだろう。Bab. によれば、信用委任者事例（法文①・法文③）において委任者が訴権譲渡による求償を行うのは、委任者は、受任者の債務者が受任者に対して負う責任とは別の「固有の責任」を受任者に対して負っており、受任者の債務者が受任者に対して負う責任に比べて「補充的な責任」しか負わないためであるが*28、このよう

*28 Babusiaux, SS. 131-132. 「固有の責任」とは、後見や委任という法関係にもとづいて後見人や委任者が被後見人や受任者に対して負う債務は、問答契約などによって本来の債務者が被後見人や受任者に対して負う債務とは別個独立のものであって、両者は訴権消耗の関係にはない、ということの意味する (cf. Wacke, S. 119; SS. 127-128; Seiler, S. 161; Emunds, SS. 263-265 [註 24 参照])。また、「補充的な責任」とは、債権者に対して第一次的に責任を負うのは本来の債務者であって、後見人や委任者が被後見人や受任者に対して負う債務は、本来の債務者の債務に比して補充的なものである、という意味であり、彼らが本来の債務者に代わって被後見人や受任者に弁済した場合は、訴権譲渡による本来の債務者への求償が可能とされる (cf. Babusiaux, SS. 131-132; Wacke, S. 117; Levy, S. 71)。

な補充的責任を基礎づけるための議論として用いられているのが法文⑥と法文⑦である。すなわち、信用委任に関する法文⑥では、受任者が彼の過失によって債務者に対する訴訟で敗訴したために委任者への訴権譲渡が不可能となった場合は、受任者が委任者を訴えることはできなくなるとして、委任者の補充的責任が明確にされており、売買契約の保証に関する法文⑦は、買主と売主との間で売買契約が合意解除された場合には保証人の[補充的]責任も消滅するとして、法文⑥の委任者の補充的責任を証明するための比較事例の役割を果たしている (Bab. は、両事例における論証方法を「効果を及ぼされたものからの論証 *argumentum ab effectibus*」として、キケロの『トピカ』を参照させている)*29、というのである。

信用委任者事例 (法文①) では、こうして基礎づけられた委任者の補充的責任にもとづいて、受任者への弁済後であっても委任者からの訴権譲渡請求が認められていたが、Bab. によれば、この判断は、保証人もまた債務者への求償のために債権者に対して訴権譲渡を請求しうる以上、被相続人の債務の保証人の事例 (法文④) においても妥当すべきものであり、さらに Pap. は、被後見人の債務者や現在の遺産占有者に比べて補充的責任を負うにすぎない後見人 (法文①) や悪意で占有を中止した遺産占有者 (法文⑤) などの「他人の財産の管理者」の事例にもこの判断を及ぼそうとした、とされる。Pap. は、訴権譲渡による求償を認めた信用委任者事例を後見人 (=他人の財産の有権限の管理者) 事例のための証例として用いたうえで (法文①)、さらにこの後見人事例における判断を、悪意で占有を中止した遺産占有者 (=他人の財産の無権限の管理者) の事例 (法文⑤) にも拡張しようとしたのであって、この点に Pap. の革新が存在する、というのである (Bab. は、このような論証方法を「随伴するものからの論証 *argumentum ab adiunctis*」として、キケロの『トピカ』を参照させている)*30。その際、法文⑤の悪意で占有を中止した遺産占有者の事

*29 Babusiaux, S. 132, A. 625 に挙げられる Cicero, Topica, 23 (『トピカ』、24 頁) を参照。「効果を及ぼされたものからの論証」とは、引き起こすものから引き起こされるものを、あるいはその逆のように推論する論証であるとされる (cf. Quint. Inst. 5, 10, 80 [「弁論家の教育 2」、264 頁])。Bab. によれば、法文⑥の信用委任者事例においても法文⑦の保証人事例においても訴権譲渡は(擬制的)訴権売買と観念されており、両事例における「売買目的物の消滅」という共通性が法文⑦の解釈の効果を法文⑥に及ぼす論証の鍵であるとされるが (S. 132)、法文⑥の信用委任においては委任者の責任は受任者の債務者が負うべき責任を補充するものにすぎないと解される以上 (註 28 参照)、(擬制的)訴権売買と構成する必要はなからう (cf. Ankum, p. 187, n. 47; Emunds, S. 257, A. 77; Wacke, S. 131)。

*30 Babusiaux, S. 133, A. 632 に挙げられる「随伴するものからの論証」(cf. Cicero, Topica, 50 [『トピカ』、31-32 頁]) とは、問題になっている立場を選択した場合にはそれに随伴するものも承認しなければならないことになるという議論であって、本来は類推による推論とは別のものであるとされるが (Tobias Reinhardt (ed.), Cicero's Topica, 2003, p. 229)、Bab. はこれを類推にもとづく論証の意味で解しているようである。

例では Pap. 以前は訴権譲渡請求が認められていなかったため^{*31}、Pap. は、明示的には訴権譲渡請求の可否に触れずに、従来から承認されている相続人の選択権（最初に現占有者を訴えるか、それとも悪意で占有を中止した遺産占有者を訴えるか）のみに言及したうえで、上述のような論証方法を用いて、悪意で占有を中止した遺産占有者は、相続人から訴えられて相続人に対する給付を行った後でも、相続人が相続財産の現占有者に対して有する訴権を譲渡するように相続人に請求できる、という独自の新たな見解を〔黙示的に〕定式化しようとした、と Bab. は解釈する^{*32}。

以上のような Bab. の解釈は、D. 46, 3, 95, 8-12 全体のレトリカルで理論的な立証構造を想定して法文①における例証の意義や法文⑤の意味を明かにしようとしたものとして評価できよう^{*33}。しかしながら、Pap. が同じ「他人の事務の管理者」として法文①の後見人を「有権限の管理者」と捉え、法文⑤の悪意で占有を中止した遺産占有者を「無権限の管理者」と捉えて、法文①の信用委任者事例における判断を順次これら 2 つの事例に拡張しようとしたとする Bab. の理解は、理論的には筋が通っているものの、そもそも法文⑤に関する現代の学説の理解が分かれていることからわかるように^{*34}、あくまでも 1 つの仮説にとどまるといえよう。しかも、法文①における ratio suadet の用法は、Bab. の

*31 Paul. D. 6, 1, 69 (cf. Babusiaux, S. 133, A. 632) を参照。

Paul. D. 6, 1, 69

「悪意で占有を中止した者は、以下のことによっても罰せられる。すなわち、原告は、その物のゆえに〔現占有者に対して〕有する訴権を彼に譲渡することの担保義務を負わないのである。」

*32 Babusiaux, SS. 127-135.

*33 このような Bab. の解釈にもとづけば、Pap. の革新がそこに存するとされた「随伴するものからの論証」（註 30 および対応本文参照）としての例証の中に、Quint. のいう「インゲニウムによる例証」の具体像を見いだすことも可能であろう（ただし、筆者の解釈は異なる〔本文 VI 参照〕）。なお Bab. によれば、Pap. D. 46, 3, 95 全体のカズイステークは、「債務（あるいは弁済可能性）の形式上の二重性にもかかわらず最終的にはただ 1 つの給付がなされるべきかが個々の事例において考察されるべきである」という基本テーゼにもとづくものであって、個々の事例の連想的な展開ではなく、計画的できわめて遠大な立証文化〔＝レトリック (cf. S. 135, A. 638)〕の表現であるとされる (Babusiaux, SS. 134-135)。

*34 Levy は、Paul. D. 6, 1, 69 (註 31) と同様に法文⑤においても、相続財産の占有を悪意で中止したために相続人から訴えられた者には、罰として、彼の有責判決前に訴権譲渡の担保を相続人に請求することは認められていないと解しており (Levy, S. 72; Ernst Levy, Die Enteignung des Klägers im Formularprozess, in: SZ 42 [1921], S. 510)、Wimmer は、法文⑤における Pap. の問題関心は、「現物返還」を望む相続人の利益を優先させるために、悪意で占有を中止した者が相続人に敗訴して弁済した後であっても現占有者に対する訴訟を相続人に認めることであったと解している (Markus Wimmer, Besitz und Haftung des Vindikationsbeklagten, 1995, SS. 120-121)。したがって両者の法文⑤の理解は、Pap. が法文①をもとに悪意で占有を中止した者 (=他人の事務の無権限の管理者) にも訴権譲渡による清算・求償を認めようとしていたとする Bab. の理解とは異なる。なお Cujas (cf. Babusiaux, S. 130, A. 616) は、Pap. が法文⑤で対物訴訟 (相続請求) について述べたのと同じことを法文①で対人訴訟 (委任訴訟、後見訴訟) について述べているとするが (Cujas, Sp. 759)、それは、いずれの法文においても訴権消耗は生じないということにとどまるのか、訴権譲渡が認められるべきことまでも含むのかは明らかではない。

主張とは逆に信用委任者事例が出発事例であったことを推測させるものといえる。というのも、Pap. は信用委任者事例について「そしてそれゆえ、委任者が〔受任者から〕訴えられて有責とされたときにたとえ金銭が〔委任者から受任者に〕弁済されたとしても債務者は解放されないことを事理は説いており (ratio suadet)、……」と述べており、Pap. が事理 ratio という語を用いるのは「解答を迫られている新しい事案 [= 出発事例] を、すでに決定がなされている類似の事案 [= 比較事例] と、同じ趣旨で決定しなければならない」場合であると解されるからである^{*35}。つまり、ratio suadet の部分を素直に読めば、Pap. は後見人事例ですでに決定されている解決が事理にもとづいて信用委任者事例にも及ぼされるべきであると説いていることになり、前者が比較事例、後者が出発事例ということになるのである。

VI Pap. D. 46, 3, 95, 10 からみた「インゲニウムによる例証」の具体像

III、IV、V においてみたように、Pap. の例証において後見人事例を出発事例、信用委任者事例を比較事例と解すべきであるとする Bab. の主張には十分な根拠がなく、むしろ従来の多数説のように、信用委任者事例を出発事例、後見人事例を比較事例と解すべきであるといえよう。すなわち、信用委任者事例においては、委任者が委任反対訴訟で訴えられて受任者に弁済した後に委任直接訴訟によって受任者に対して訴権譲渡を請求することは Pap. 以前は認められていなかったのに対し、後見人事例においては、後見人が後見直接訴訟で訴えられて被後見人に弁済した後でも後見反対訴訟によって被後見人に対して訴権譲渡を請求することがすでに認められていたため、Pap. は、信用委任者事例において、受任者への弁済後であっても受任者に対する訴権譲渡の請求を委任者に認めるべきであるとの新たな解釈を提示するために、後見人事例を比較事例として例証しようとした、と解されるのである。このような解釈に立つ場合でも Pap. の例証の役割や目的についてはさまざまな理解が可能であるが^{*36}、最後に、Pap. による例証の内容は異例で巧みであるとする

^{*35} 『パピニアース』、246 頁参照。Bab. 自身も、Pap. による ratio suadet という定式はすでに承認された解決をそのような解決がなされていない事案に持ち込むのに役立つとして、信用委任者事例を出発事例、後見人事例を比較事例と解している箇所があるが (Babusiaux, S. 201)、同頁のすぐ後の箇所では反対に解しており、混乱がみられる。

^{*36} Pap. による例証の役割については註 26 参照。例証の目的については、Wacke は、それが現実的な問題の解決のためというよりも教育的関心にあった可能性があるとし、Pap. の『質疑録』には講義室での議論や質問に対する Pap. の解答も含まれていたとして、法文①における教育的口調、比較の繰り返し、各所にみられる文章の乱れは『質疑録』のこのような成り立ちによって説明されると述べている (Wacke,

Wackeの指摘を手がかりに、Quint. Inst. 5, 11, 44における「インゲニウムによる例証」の具体的一面を考察してみたい。

例証におけるインゲニウムの意義を考えるうえで重要なのは、法文①においてPap.が後見人事例と信用委任者事例の間にどのような類似性を発見したのかということであるが、この点に関してWackeは以下のように述べている。すなわち、両事例においては同じ事務執行者として「後見人」と「受任者」をパラレルに論じることが内容的に自然であるにもかかわらず、Pap.は、債務者以外にも〔後見や委任にもとづいて後見人や委任者の補充的〕責任を問うことができる債権者として「被後見人」と「受任者」をパラレルに論じており、その意味ではPap.の例証は異例であるが^{*37}、法文①やその前後の法文が後見人や委任者が負う「補充的な責任」に関連した問題を扱っていることから^{*38}、それは巧みな例証といえる^{*39}、というのである。そして、Wackeが指摘するこのような例証の異例さと巧みさは、インゲニウムを「[媒辞 mediumの発見によって]互いに離れたところにある相異なることどもをひとつに結合する能力」という限定的な意味で理解したイタリアの哲学者Giambattista Vico(1668-1744)のインゲニウム概念^{*40}を筆者に思い起させる。Quint.自身が例証としての比較に関して「実際、パラボレー[比較]は、……比較されることがらをより離れたところからとってくるのが普通です」^{*41}と述べている点にも着目す

SS. 132-133; S. 133, A. 65. なお Bab. も例証の目的が教育的なものであった可能性を示唆する [Babusiaux, S. 134]。]

*37 Wacke, S. 117.

*38 註 28・33 を参照。

*39 Wacke, S. 133.

*40 『イタリア人の太古の知恵』、119 頁参照。「媒辞の発見」については Giambattista Vico, *Institutiones Oratoriae*, Testo critico versione e commento di Giuliano Crifo, 1989 [ristampa 1995], p. 286, p. 292, p. 298 参照。『学問の方法』、160 頁の訳注によれば、Vico が用いるインゲニウムという術語の意味は一義的ではないが、「生まれつきの才能」という一般的意味のほかに、より限定的には「適当な媒辞 medium を見つけ出すことによって相互に離れたところにある異なった諸事物を一つに結合する能力」という意味で用いられているとされる (『イタリア人の太古の知恵』、179 頁の訳注 105 も参照)。Heinrich Lausberg, *Handbuch der literarischen Rhetorik*, 4. Aufl., 2008, S. 723 では ingenium の概念史について Vico に関する Pareyson の論文 (L. Pareyson, *La dottrina vichiana dell'ingegno*) のみが参考文献として挙げられる一方で、ギリシア・ローマ以来の ingenium の概念史、学説史を詳述している *Historisches Wörterbuch*, s.v. [ingenium] (J. Engels) には Vico や Vico のいう限定的な意味での ingenium への言及はなく、学説史全体における Vico 説の位置づけや、Vico の ingenium 概念の先駆者とされる M. Pellegrini (1595-1652) や E. Tesaurio (1592-1675) らの綺想主義の理論家たちとの関連 (『学問の方法』、174-175 頁の訳注参照) の考察が必要であるが、これらは今後の課題としたい。なお Bab. は、Pap. の別の法文 (Pap. D. 31, 69pr.-4) に関して「……Pap. は聴衆のいっそうの抽象化能力を前提としており、聴衆は、出発事例にとつての比較の意義を評価しようと思えば、出発事例をあらゆる法的側面において把握しなければならなかったのみならず、法的に遠く離れた比較事例の含意をも見抜かなければならなかった」と述べているが (Babusiaux, S. 174)、ここで聴衆に求められている能力は Vico のいう限定的な意味での ingenium にあたるといえよう。

*41 Quint. Inst. 5, 11, 23 (『弁論家の教育 2』、285 頁)。

るならば、法文①における Pap. の例証を念頭に置く限り、Quint. Inst. 5, 11, 44 におけるインゲニウムの内容を「生まれつきの才能」のように抽象的・一般的に理解するのではなく、Vico のインゲニウム理解のように、より具体的・限定的な能力として捉えることも可能なのではないだろうか*42。その意味では、事例同士の法的類似性が明白とは言い難い*43 後見人事例と信用委任者事例を、後見人や委任者が被後見人や受任者に対して負う責任の「独立性」や「補完性」といった点に着目して結合し、受任者への弁済後であっても委任者に訴権譲渡による求償を新たに認めようとする信用委任者事例のために、被後見人への弁済後であっても後見人に訴権譲渡による求償をすでに認めていたとされる後見人事例を比較事例として提示した Pap. の事例比較は*44、Quint. がその意義を強調する「インゲニウムによる例証」の具体像を提供しうるものといえよう*45。

(亜細亜大学)

*42 5, 11, 44 は「技術的な立証」(弁論家自身が事案から引き出し、ある意味で生み出す立証 [5, 1, 1]) における ingenium の意義やその習得可能性を考えるうえで重要な箇所であると思われるが、本箇所を含めて ingenium の内容が具体的に論じられることはほとんどなく(たとえば、Historisches Wörterbuch, s.v. [ingenium], Sp. 392-393 および Sp. 395, n. 26 に挙げられる参考文献を参照 [ただし、E. Zundel, *Clavis Quintilianea*, 1989 は筆者未見])、出典を明示せずに本箇所が言及される場合にも詳しい分析はなされていない (Belén Saiz Noeda, *Proofs, arguments, places: Argumentation and rhetorical theory in the Institutio oratoria*, Book V, in: Olga Tellegen-Couperus (ed.), *Quintilian and the Law*, 2003, pp. 102-103)。Quint. Inst. における ingenium は「術 ars」に対置される「生まれつきの才能」として一般的な意味で理解されることが多く、後天的な習得可能性が否定されたり、ingenium の薄弱さは継続的な実践によっても部分的にしか補われなるとされているが (cf. *Historisches Wörterbuch*, s.v. [ingenium], Sp. 392)、5, 11, 44 の ingenium に関する限り、Vico が主張するような限定的な意味 (註 40 参照) で捉えることが可能であり、長い時間をかけて多量に事例を覚え込ませて ingenium を開花させる (『イタリア人の太古の知恵』、127-128 頁) という方法によって後天的な習得可能性を認めることもできるように思われる。

*43 Wacke は、後見反対訴権はその一般的機能からすれば同じく費用の償還を求める委任反対訴権と等しいはずだが、法文①では受任者からの利得の回収という機能を果たしうる委任直接訴権との対比が「暗黙のうち」になされているとし (Wacke, S. 121)、Cujas も、両事例の比較は「それ自体としてはきわめて不明瞭」であって、委任者や後見人への訴権譲渡の必要性という解釈なしには誰もその比較を理解できないとしている (Cujas, Sp. 760)。Bab. は、法文①における信用委任と後見の「一見すると余計な重複」は、相続請求との関連で議論がなされている 2 つの事例、すなわち、法文④の保証人の事例と法文⑤の悪意で遺産占有を中止した者の事例に対応するものであると述べている (Babusiaux, S. 132)。

*44 Pap. の議論が目指していたのは、後見反対訴権にもとづく訴権譲渡請求を認めていた後見人事例を信用委任者事例に類推適用することであった、とされる (Wacke, S. 118, A. 8; Provera, pp. 632-633)。

*45 なお Ankum は、信用委任者事例を出発事例、後見人事例を比較事例と捉え、委任直接訴権と後見反対訴権に共通する誠意 (bona fides) 条項にもとづいて信用委任者事例においても委任直接訴権による訴権譲渡請求を承認しようとする Pap. の事例比較 (Ankum, p. 184) をとても「創意に富む ingegnoso」ものであるとするが (p. 188)、その内容に関しては「法的に類似した事例の比較」と述べるにとどまり (p. 182)、法的類似性の具体的検討は行っていない。

文献略号表

- 『弁論家の教育 2』 = (森谷・戸高・渡辺・伊達訳) クインティリアヌス『弁論家の教育 2』、2009年。
- 『パピニアーヌス』 = (小川浩三訳) ハンス・アंकム「パピニアーヌス、意味不明な法律家か」、『北大法学論集』第44巻第2号、1993年、221-265頁。
- 『トピカ』 = (吉原達也訳) キケロ『トピカ』、『広島法学』第34巻第2号、2010年、19-45頁。
- 『イタリア人の太古の知恵』 = (上村忠男訳) ジャンバッティスタ・ヴィーコ『イタリア人の太古の知恵』、1988年。
- 『学問の方法』 = (上村・佐々木訳) ヴィーコ『学問の方法』、1987年。
- Ankum = Hans Ankum, *Il beneficium cedendarum actionum del mandante di credito: un beneficio basato sulla buona fede nel diritto romano classico*, in: (a cura di Luigi Garofalo), *Il ruolo della buona fede oggettiva nell'esperienza giuridica storica e contemporanea*, Vol. 1, 2003, pp. 173-188.
- Babusiaux = Ulrike Babusiaux, *Papinians quaestiones: Zur rhetorischen Methode eines spät-klassischen Juristen*, 2011.
- Briguglio = Filippo Briguglio, 'Fideiussoribus succurri solet', 1999.
- Cujas = Cujas, *Opera Omnia IV*, 1658 [rep. 1996].
- Emunds = Christian Emunds, *Solvendo quisque pro alio liberat eum: Studien zur befreienden Drittleistung im klassischen römischen Recht*, 2007.
- Historisches Wörterbuch = *Historisches Wörterbuch der Rhetorik* (Herausgegeben von Gert Ueding), Bd. 4, 1998.
- Kaser-Knütel = Kaser-Knütel, *Römisches Privatrecht*, 20. Aufl., 2014.
- Levy = Ernst Levy, *Nachträge zur Konkurrenz der Aktionen und Personen*, 1962.
- Nörr = Dieter Nörr, *Exempla nihil per se valent: Bemerkungen zu Paul. 15 quaest. D. 46, 3, 98, 8; 72 ad ed. D. 45, 1, 83, 5*, in: *SZ* 126 (2009), SS. 1-54.
- Provera = Giuseppe Provera, *Riflessioni sul beneficium cedendarum actionum*, in: *Studi Sanfilippo*, IV, 1983.
- Seiler = Hans Hermann Seiler, *Der Tatbestand der negotiorum gestio im römischen Recht*, 1968.
- SZ = *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, romanistische Abteilung*.
- Wacke = Jan Wacke, *Papinians Gutachten zur culpa in exigendo und zum derivativen Regress mittels Klagenzession*, in: *SZ* 124 (2007), SS. 113-144.

問答法、試問術とソクラテス

—アリストテレス『ソフィスト的論駁について』 34.183a37–b8—

納富信留

アリストテレスの「オルガノン」(論理学著作)の最後に位置する『ソフィスト的論駁について』(Περὶ τῶν σοφιστικῶν ἐλέγχων、以下 SE と略)は、その最終章で『トポス論』(Τοπικά、以下 Top. と略)と当著作両方への結語を付している。その一節では、プラトン以来の「ディアレクティケー」(διαλεκτική、ここでは「問答法」と訳す)と、ソクラテスを連想させる「試問術」(πειραστική)、「ソフィスト術」(σοφιστική)の3者の関係が語られる。オルガノン中でソクラテスの哲学に触れた唯一の箇所であり、アリストテレスが先行者とどう関わっていたかを考える上でもきわめて重要である。他方で、そのテキストには、現在定番となっている Ross 校訂の OCT 版で二つの改訂が為されており、内容の解釈には困難がある。本小論では、その一節を検討しながら、アリストテレス「問答法」の意味を明らかにしていきたい。

テキスト：第 34 章 183a37–b8

(行数と写本情報は Ross の OCT 版による)

183a37 [A] Προειλόμεθα μὲν οὖν εὐρεῖν δύναμιν τινα συλλογιστικὴν περὶ τοῦ προβληθέντος ἐκ τῶν ὑπαρχόντων ὡς ἐνδοξοτάτων τοῦτο γὰρ ἔργον ἐστὶ τῆς διαλεκτικῆς καθ' αὐτὴν καὶ τῆς
 183b1 πειραστικῆς. [B] ἐπεὶ δὲ προσκατασκευάζεται πρὸς αὐτὴν διὰ τὴν τῆς σοφιστικῆς γεινῖασιν, ὡς οὐ μόνον πείραν δύναται λαβεῖν διαλεκτικῶς ἀλλὰ καὶ ὡς εἰδῶς, διὰ τοῦτο οὐ μόνον τὸ λεχθὲν ἔργον ὑπεθέμεθα τῆς πραγματείας, τὸ λόγον
 b5 δύνασθαι λαβεῖν, ἀλλὰ καὶ ὅπως λόγον ὑπέχοντες φυλάξομεν τὴν θέσιν ὡς δι' ἐνδοξοτάτων ὁμοτρόπως. [C] τὴν δ' αἰτίαν εἰρήκαμεν τούτου, ἐπεὶ καὶ διὰ τοῦτο Σωκράτης ἡρώτα ἀλλ' οὐκ ἀπεκρίνετο· ὡμολόγει γὰρ οὐκ εἰδέναι.

b1 προσκατασκευάζεται BDCM^c Waitz, Poste, Strache-Wallies, Barnes, Dorion, Fait: προσκατασκευάζεται uS: προσκατασκευαστέον Ross **b2** ὡς ... πείραν δύναται (δύναται πείραν u) codd. Waitz, Poste, Strache-Wallies, Barnes, Fait: ὡστ' ... δύνασθαι Λ Ross **b3** καὶ (δοῦναι or ὑπέχειν) Grote, Dorion

[拙訳]

[A] われわれは、提出された問題について、一般にもっともそう思われることとして前提された命題から、なんらかの推論を成す能力を見出すことを目標とした。これが、問答法そのもの、および、試問術の仕事だからである。[B] 他方で、問答法は、ソフィスト術との隣接性ゆえに、問答法的に試問することができるだけでなく、当の事物を知っている者としてそれができるように、推論能力そのものに加えて備えがなされている。このことゆえ、われわれは語られた仕事、すなわち、問い手として答え手に言論を認めさせる能力だけでなく、自分が答え手となって言論を引き受けた時に、提題を同じ仕方で、一般にもっともそう思われる前提命題から推論されたものとして守ることを、この論考の主題としたのである。[C] その理由をわれわれは語ったが、このことゆえに、ソクラテスは問いかけただけで答えを与えなかったのである。彼は「知らない」と同意していたからである。

議論の構造

まず、本テキストの議論構造を確認しておく。全体は大きく 3 文からなり、*Top.* と *SE* の課題を、[A] 推論を成す能力と、[B] 答えにおける防御の能力という 2 点にまとめ、[B] を加える理由を [C] で説明している。[B] で b_{I-3} の *ἐπεὶ* の従属節は、*διὰ τοῦτο* で受けられ、 b_{3-6} の主文に理由を与えている。

検討 I : Ross の改定案

主な問題は下線部 b_{I-3} の読みと解釈にある。*ἐπεὶ* 節の主動詞は、主要写本では *προκατασκευάζεται* であるが、Ross は *προκατασκευαστέον* という独自の読みを提案し、おそらくそれとの連動で、 b_{2-3} の *ὡς* + 主動詞を *ὡστ'* + 不定詞の構文に変えている。

前者について写本上の根拠は、Waitz が報告する u 写本 (Basileensis 54、12 世紀) の読み *προκατασκευάζεται* にあるが、動形容詞形は Ross 自身の改訂である。また、ソフォニアス (S) 著と推測される無名氏注解も異読情報で参照されている。確かに、Hayduck が校訂した *CAG* (66.33) では *προκατασκευάζεται* となっているが、その異読情報では、この読みをとる LM 写本と、アリストテレス主要写本と同じ *προκατασκευάζεται* を読む N 写本に分かれている。*προκατασκευάζειν* という動詞は、アリストテレス著作集では *Top.* III.2, 118a13 で一カ所だけ用例があるが (以下で検討)、*προκατασκευάζειν* には用例がない。*-τέον* という動形容詞にすると「備えを有していなければならない」(Ross テキストで読む宮内訳) という当為になる。

これは *ὡστε* への読み変えにも関わる。この改訂の根拠はボエティウスのラテン語訳 (A) に求められているが、そこでは *ut ... possit ...* となっており (グウイレルムのラテン語も同様)、元のギリシア語が異なっていたと想定する必要はない (cf. Dod)。Pacius の希羅対訳では主要写本の読みの通りで同様のラテン語訳を付している。改訂の根拠は、むしろ次節以下で検討する構文と内容の理解にあると思われる。

書き誤りが生じやすい接頭辞の綴りではあるが (e.g. Pl. *Soph.* 241a6)、主要写本の読みを改訂する文献学上の根拠は薄弱である。Ross が依拠した u 写本やソフォニアスは 12–14 世紀であり、より古い正しい読みを保持していると考えより、この時期に異読が生じたとする方が自然だからである。Ross 以前に改訂は為されておらず、Bekker, Strache–Wallies (Teubner 版)、Waitz らは写本通りに読んでいた。また、Dorion, Fait ら近年の注釈者も Ross の改訂を批判して写本の読みに戻している。概して Ross の OCT 版は、写本の扱いという点では優れた校訂版であるが (cf. Grimaldi)、独自の読みにはしばしば勇み足が見られる。この点はとりわけ Dorion が各箇所でも批判的にコメントしている。

検討 2 : b1–3 の構文

写本通り 3 人称単数現在形の *προσκατασκευάζεται* と読む場合、中動態か受動態かの構文、及び、その意味を確定しなければならない。

Fait (220–221) は、中動態で配慮の動詞 (*verbum curandi*) にすると *ὡς* 節を取らないため、受動態で主張の動詞 (*verbum dicendi*) と読む提案をし、*si pretende ... che* 「～と主張、要求される」と訳している。その場合、*πρὸς αὐτήν* は「問答法との関係で」といった意味になる (だが、多くの訳者はこの句を明瞭に訳出していない)。Dorion は *on attend de plus ... qu'* 「人が～すると期待する」と訳し、Tricot の *on demande en outre ... d'* も一般的な 3 人称で実際には受動態で読んでいるのであろう。Forster の *there is further added to it ... that* も同様の構文理解と思われる。

接頭辞のない *κατασκευάζειν* は、*Top.* では「命題を確立する、議論を構築する」という意味で頻出する術語で 106 ほど用例があるが、そのすべてが能動態である。他方で、接頭辞 *προσ-* を伴う動詞の用例は、本箇所を除くと、アリストテレス著作集中で *Top.* III.2 に 1 例あるのみで、そこでは中動態が用いられている。そこでこの動詞は、問答法における主張や要求ではなく、一般的な意味を担う。

余剰とは、必要なものが現にあって、人が他のなにか立派なものを加えて確保・備えようとする場合に (*ἄλλα τινὰ προσκατασκευάζεται τις τῶν καλῶν*) あるものであ

る。(III.2, 118a12-13)

κατασκευάζειν は本来の「設える、備える、構築する」といった意味からアリストテレスが問答法に転用した術語であり、一般的に「主張、要求する」という意味で使われる動詞ではない。また、*Top.* と *SE* でこの動詞が通常、中受動態で用いられない事実は、Dorion や Fait らの「主張、期待される」という訳に強い疑問を投げかける。加えて、*προσ-* の合成形は稀であって、III.2 の用例と同様の意味ではないかと推測される。他方で、もし受動態であるとする、非人称主語で「備わる」を意味するのであろうが、その場合には「～に」という与格を伴うのが通常である。従って、ここでは中動態に解釈するのが最適と考える。

他方で、この解釈では、Ross が危惧して改訂し、Fait の解釈の根拠となった *ὡς* 節の接続に疑問の余地がないとは言えない。だが、*ὡς* 節は、中動態の構文で備えの対象として「～ということ（備える）」という目的語に読むか、あるいは、能力の内容を表す目的・結果節に取ることが可能であろう。

προσκατασκευάζεται が中動態で「自身のために加えて備える」を意味する場合、その主語は「問答法」であろう。その場合、*πρὸς αὐτήν* は動詞の接頭辞と呼応する「それに加えて」の意味であろう。「それ」が指す女性名詞は直前にある「試問術」か「推論の能力」かのいずれかである。無名氏注解 66.34 は「試問術」を主格で *αὐτήν* の後に記しているが (gloss?)、試問術は問答法の一部と見なされており付加の対象になり得ないことから、a37 の *δύναμιν τινα συλλογιστικὴν* を受けると解するのが適当である (Chiba)。

以上から、「問答法は、推論能力そのものに加えて、～という備えがなされている」という中動態の構文理解が適当であろう。

検討 3 : b1-3 の内容

問答法とソフィスト術の隣接関係は、b1-2 で *διὰ τὴν τῆς σοφιστικῆς γειννίασιν* と語られるが、それは第 11 章の「問答法：ソフィスト術＝幾何学：偽図形」の関係にあたる。その隣接関係が、問答法が推論能力だけでなく、それに加えて知者としての試問の能力を持つことの根拠とされる。推論能力は主に分析論で扱われる学的知識において用いられるが、そこでは相手の吟味という要素は不要であった。他方で、問答という場面をソフィスト術と共有する問答法は、問い手が知の立場から答え手の「知／不知」を吟味し、答え手は知を伴いながら自身の立場を擁護する能力を有するのである。ここで b3 *ὡς εἰδώς* の分詞が男性形であることにも注意しよう。この文章の主語は本来「問答法」(女性)である

が、それを運用する「人」に代わっているのである。

この箇所について Dorion (407-410) は、没後に公刊された Grote (vol. II, 129-130) のアリストテレス研究書の解釈を復活させ、問答法はやむを得ない状況でソフィスト術との関係に巻き込まれるだけであり、本来はソクラテスのように問いかける営みだけに従事すればそれがよかった、と解する。つまり、答え手の役割や手法の解明は、ソフィストの議論に巻き込まれるがゆえに問答法に期待される偶然的な要素だと看做す。Grote は、試問を行うのは問い手の役割であり、答え手は「知っている者として答えを与える」という役割の分担があると説明していた。そこで *ὡς εἰδώς* は *πεῖραν δύναται* にかかるのではなく、*δοῦναι* か *ὑπέχεω* の語の欠落を補うべきだと提案している。その場合「知っている者として」とは、試問を受ける者の「知った振りをする」という特徴として理解される。Dorion はこの解釈を受け継ぎ、b2-3 と b3-5 の二度の *οὐ μόνον ... ἀλλὰ καί* が正確な対応をなし、それぞれ「問い手／答え手」の役割を対比させているという構文理解をその解釈の論拠にしている。

Fait (220-221) は Grote-Dorion に反対し、*ὡς εἰδώς* をテキスト通り問い手の営みにかける (Poste や Chiba も同様)。Grote らのように、アリストテレスが非常に不注意な言い方をした、あるいは、テキスト上に欠落があるといった想定をすることは、特定の解釈が要請する無理な処理であり、あくまで問い手が試問するやり方を規定する文意に解すべきである。

この論点は、b6-7 「その理由をわれわれは語った」という言及がどこを指すかをめぐり解釈の対立に連動している。Pacius, Waitz 以来多くの論者は第 I 章 165a24-31 を指すものと理解しており、論者もそれに合意する。Dorion (410-411) はそれに反対し、第 17 章を指すと解釈している。だが、「見かけの解決法」を論じる第 17 章が SE の主題への理由を示していたとは考えられない。Chiba は *Top. I.14* を指すと提案するが、命題確保を問答法的手段として提示するその章は、関係はあるにしても直接の参照箇所ではなかろう。

SE 第 I 章の箇所「知っている」とは、ソフィストが「知者の見かけを作る」こととの対比で、問答家を特徴づける表現であった。問答家は問いと答えのやり取りを、推論をつうじて遂行する限りで哲学的な知を獲得し、「知っている振りをしているが、実際には知らない」ソフィストと、その点で異なるのである。

知を持つ者の仕事 (*ἔργον τοῦ εἰδότος*)、各々の事柄について一対の対比で語ると、答え手は自らが知っていることに関して虚偽を語らないこと、問い手は虚偽を言っている人を明示できることである。前者は、言論を与える答え手の能力のうちであり、後者は、言論を受け取る問い手の能力のうちにある。(I.165a24-28)

b6-7の言及がこの箇所に向けられているとすると、「知っている者として」は、あくまで問答法が備えるべき積極的な能力の表現となる。多くの注釈者は with a pretence of knowledge (Forster)、with a show of knowledge (Pickard-Cambridge)、de paraître connaître la chose en discussion (Tricot) と訳し、試問術が向けられる相手の「知の見かけ、振り」を指すと見なしている。だが、本当は知らないにもかかわらず「知っている者として」振る舞うという意味で $\omega\varsigma$ $\epsilon\iota\delta\omega\varsigma$ を取る解釈は、第 I 章 165a24-28 の記述にはそぐわない。

検討 4：ソクラテスとの対比

「試問術」は、知っているように振る舞う相手に対して問いかけ、その知を吟味する議論法であり (2.165b4-7)、相手の知が見かけに過ぎない場合、その人が「不知である」 $\alpha\gamma\nu\sigma\upsilon\nu\tau\alpha\varsigma$ と開示することができる (8.169b23-27)。アリストテレスは、この試問術を問答法の一部と見なしている (8.169b25, II.171b4-5)。問答家は、ソフィストが知を持たずに議論するのは異なり、推論を遂行する能力を有するがゆえに知を有する。また、問答法においては、答え手もその知を持ちながら、できるだけ自己の提題 (テシス) を防衛しようとする (I.165a24-31)。

では、ソクラテスへの言及はどう解釈されるか。ソクラテスが対話において問いかける役割に従事し、答え手にならなかったことは、プラトン対話篇から一般に受けるイメージである。実際には、ソクラテスもしばしば応答の役割を果たしているが、『ポリテイア』第 I 巻 337A-338B ではトラシユマコスが、ソクラテスがいつも質問ばかりで自分の考えを言わない「空とぼけ」を非難している。クセノフォン『ソクラテスの思い出』第 4 巻 4.9 ではヒッピアスが同様の批判をソクラテスにぶつけているが、このコメントはプラトン対話篇を意識した間テクスト的言及とも解釈されている。「ソクラテスは問いかけるだけで答えを与えなかったのである」 (183b7-8) とは、この一般状況を反映したコメントである。ソクラテスが対話問答に従事したのは、『ソクラテスの弁明』20D-23C で語られる「アポロン神託事件」が象徴的に示すように、自身に知がないという自覚のもとで、自他ともに知者であると思われる人々を吟味して、本当に知があるかどうかを試すためであった。結果としてその吟味は、相手が「不知」であることを暴くことになった。それは、アリストテレスの「試問術」と重なる。

試問術が相手の知を吟味する際、「適切に答えを与えることができれば、その人は知がある」が成立する。その対偶は、「知がなければ、適切な答えを与えることができない」となるが、これはソクラテスが露呈した事態である。ソクラテス自身は「知らない」と同意していた以上、答え手になって特定の命題を守ることはできず、それゆえこの同意が「問

いかけるだけで答えを与えなかった」(183b7-8) ことの原因になるのである。

ソクラテスは相手に問いかけを行い、論駁してその不知を暴くにあたって、自身がその事柄を知っている必要はないと考え、むしろ自身の不知を認め、それを出発点に相手と議論していた。しかし、同様に相手を論駁するよう見えるソフィストの議論は、ソクラテスとは異なり、必ずしも相手の「不知」を示すものではない。というのは、ソフィストはうまく誤謬を用いることで、知っている者をも混乱させて彼らが論駁されたかのような見かけを作るからである(8.169b27-29)。相手の知を試す問いかけの議論は、推論の能力と知を伴わないと、きちんと「不知」を示すことができないはずなのである。これが、本来ソクラテスをソフィストから分ける要点であった。

アリストテレスの「試問術」は、それが問答法の一部である限りで、問い手と答え手に推論の知を伴った正しい議論を遂行させる。183b1-3 で確認されたように、問い手も「知っている者として」試問を行う備えがある。この点では、ソクラテスによる吟味はアリストテレスが「問いと答え」で成り立つとした問答法の半面というより、問いかけとしても不十分であると見なされるかもしれない。だが、ソクラテスの議論は、正しい推論をつうじて事柄を探究する限りでアリストテレスの問答家の規定に適うように見える。他方、プラトンは『ポリテイア』第6-7巻で「ディアレクティケー」を、問答の言論をつうじてアイデアを認識する「知」の段階と規定する。この規定はまだ素描に留まっているが、アリストテレスは *Top.*, *SE* でそのプログラムを完成させたと言えるのではないか。

こうしてアリストテレスは、ソクラテスやプラトンの問答を受け継ぎそれを越える自身の「問答法」を、ソクラテスとの対比で提示するとともに、ソクラテス的な不知の開示がソフィスト的な論駁と袂を分かつ条件を明瞭に示したのである。

(慶應義塾大学)

参考文献

- Anonymus. 1883. *In Aristotelis Sophisticos Elenchos Paraphrasis*, ed. M. Hayduck, CAG XXIII.4. Berlin. (無名氏注解)
- Bekker, I. 1831. *Aristotelis Opera*, vol. I. Berlin.
- Chiba, K. forthcoming. 'Aristotle's *logikos* formation of dialectic in his intellectual system'.
- Dod, B. G. 1975. *Aristoteles Latinus VI 1-3, De Sophisticis Elenchis* (translatio Boethii, fragmenta translationis Iacobi et recensio Guillelmi de Moerbeke). Leiden / Bruxelles.
- Dorion, L.-A. 1995. *Aristote, Les Réfutations Sophistiques*. Paris.
- Fait, P. 2007. *Aristotele, Le Confutazioni Sofistiche* (Organon VI). Bari.

- Forster, E. S. 1955. *Aristotle, On Sophistical Refutations* (Loeb Classical Library). London / Cambridge, Mass.
- Grimaldi, W. M. A. 1960. 'Review: W. D. Ross. *Aristotelis Topica et Sophistici Elenchi*', *American Journal of Philology* 81, 315-322.
- Grote, G. 1872. *Aristotle*, 2 vols. ed. by A. Bain & G. C. Robertson, London.
- 宮内璋 1970. 『詭弁論駁論』「アリストテレス全集 2」、岩波書店。
- 納富信留 2014 [近刊] . 『ソフィスト的論駁について』「アリストテレス全集 3」、岩波書店。
- Pacius, J. 1597. *Aristotelis Peripateticorum Principis Organum*, Frankfurt am Main (repr. Hildesheim, 1967).
- Pickard-Cambridge, W. A., Barnes, J. revised, 1984. *Aristotle, Sophistical Refutations* (The Complete Works of Aristotle, the revised Oxford translation, vol. 1). Princeton.
- Poste, E. 1866. *Aristotle On Fallacies, or The Sophistici Elenchi*. London.
- Rolfes, E. 1922. *Aristoteles, Sophistische Widerlegungen (Organon VI)*, 2te Aufl. Hamburg.
- Ross, W. D. 1958. *Aristotelis Topica et Sophistici Elenchi* (Oxford Classical Texts). Oxford.
- Strache, I. & Wallies, M. 1923. *Aristotelis Topica cum Libro de Sophisticis Elenchis*. Leipzig.
- Tricot, J. 1939. *Aristote, Organon VI. Les Réfutations Sophistiques*. Paris.
- Waitz, Th. 1846. *Aristoteles, Organon Graece, pars posterior, Topica*. Leipzig.

[本小論は、岩波書店から刊行中の新しい「アリストテレス全集」第3巻所収の『ソフィスト的論駁について』翻訳にあたって、文献学的注記が必要と思われた箇所の検討である。この一節の重要性は、北海道大学の千葉恵氏から示唆を受けた。ソクラテスの論理を強めることでアリストテレス哲学が成立したという千葉氏の論に、大いに啓発された。また、テキスト解釈の詳細について、査読者より貴重な示唆をいただいた。ここに感謝申し上げたい。ただし、解釈の最終責任は著者にある。]

Vergilius, *Georgica* 4.454 ff. の読みと 解釈に関する考察

上野由貴

magna luis commissa: tibi has miserabilis Orpheus	454
haudquaquam ob meritum poenas, ni fata resistant,	455
suscitat et rapta grauiter pro coniuge saeuit.	456

454 luis] lues *Rw, schol. Bern.* 455 ob] ad P ni] nisi M

これが、作品の大多数の写本が伝える 454 ff. のテキストとその異読である*1。ここでの has ... poenas は、具体的には今実際にアリスタエウスが被っている災いすなわち飼っていた蜜蜂の全滅を指すと考えられ、ni fata resistant の部分は反事実仮想の条件節で、意味を訳出すれば「もし運命が妨げなければ*2」となる。この条件節に対応する帰結節は、文法的に明らかな形では文中に書かれていない。

この 3 行の中で研究者達の意見が最も割れているのは、haudquaquam ob meritum の読みと解釈である。彼らの意見をまとめると、概ね以下のように整理できる。

- (1) (アリスタエウスが犯した罪*3) に照らして重すぎる (罰)*4 : Thomas, 小川
- (2) (アリスタエウスが犯した罪) に照らして軽すぎる (罰)
 - (a) ob を採用 : Servius, Norden*5
 - (b) 写本 P*6 の ad を採用*7 : Page, Nettleship, Mynors, Fairclough–Goold, Conte

*1 apparatus criticus の情報は、Conte のテキストに基づく。

*2 動詞 resistant は接続法現在であるが、ここでは現在の事実に反する仮定を表す通常の接続法未完了過去の代わりに使われている (cf. *OLD* s.v. ni 6b, Norden p. 523 注 111)。同様の非現実条件文の用法は、*Aen.* 1.58 f., 5.325 f., 6.292 ff. などにも認められ、これらの例では対応する帰結節でも接続法現在が使われている。尚、帰結節には接続法未完了過去 (*Geo.* 4.116 f.) や、接続法完了 (*Aen.* 2.599 f.) が使われる例もある。cf. K–S Bd. 2 p. 400 f. (sect. 215.3), Woodcock p. 154 f. (sect. 198)

*3 エウリュディケーの死を引き起こした罪。

*4 全員 ob を採用。

*5 p. 523 注 111 参照。

*6 Vaticanus Palatinus lat. 1631 saec. 5.

*7 ob と讀んだ上で原文のラテン語をこの意味に解することは不可能だと考える。尚、Page と Mynors はテキストでは ob を採用しているが、注釈の中で ad の読みの方が正しいとの考えを示している。

(3) (自分がしたこと)に見合わない(哀れな状況にあるオルフェウス)*8: Conington, de Saint-Denis

ob は、判断・評価の根拠やあるものの対価を表す前置詞であるので (OLD s.v. 3d, 6, Norden)、*haudquaquam* で否定されることによって「(meritum に) 全く相応しくない、見合わない」という意味になると考えられる。

上の 3 つの解釈のうち、(3) だけは *haudquaquam ob meritum* を *miserabilis Orpheus* と結びつけ、判断の基準となる *meritum* をオルフェウスの行為と捉えている。しかしこの解釈は、その他の研究者達も指摘する通り、語句の位置の点からやや無理のある解釈と言わざるを得ない。*miserabilis Orpheus* と *haudquaquam* 以下の文言は韻律上別の詩行に属しているのに対して、名詞 *poenas* は *haudquaquam etc.* の直後に置かれているので、解釈上明らかに不可能ということのない限り、*haudquaquam etc.* は *poenas* と結びつけて考えるのが自然である。

残る (1) と (2) は、いずれも *meritum* をアリストエウスが犯した罪の重さと理解しているが、その基準に対するずれの方向(罰が重いか軽いか)によって解釈が分かれていることになる。以下、この 2 つの解釈について検討を加える。

まず、(1)「重すぎる(罰)」という解釈を採用した場合に最も問題となるのは、Page 等も指摘する通り 454 の *magna luis commissa*「お前は重大な罪を償っている」との整合性だろう。アリストエウスが犯した罪が重大なもの (*magna*) であり、またオルフェウスが哀れな存在 (*miserabilis*) であるということを主張したいならば、アリストエウスが現に受けている罰が「重すぎる」と述べることは当然逆効果であり、論理的にも矛盾する。

Thomas は、20 世紀以降の主な校訂・注釈者達の中で、この (1) の解釈を最も蓋然性の高いものと評価するほぼ唯一の研究者である。彼は、(2) の「軽すぎる(罰)」という解釈を「行き過ぎ (*seems excessive*)」と評し(その理由は述べられていない)、(1) の解釈を採用する理由として「アリストエウスはエウリュディケーの死を意図していたわけではなかったから (*because you did not intend Eurydice's death*)」と述べている。アリストエウスがエウリュディケーを追いかけていた理由は作品中には明記されていないが (cf. 457 ff.)、彼にエウリュディケーを殺すつもりがなかったことに異論はないだろう。しかし、Thomas の主張は今アリストエウスが受けている罰を実際に「重すぎる」と判断したもののように理解され、まさに Page 等が指摘する文脈上の不整合を内包する解釈であると言わざるを得

*8 全員 ob を採用。

ない。

更に、その後の条件節 *ni fata resistant* に Thomas は次のような注をつけている：the thought of the apodosis is compressed: 'he stirs up punishments [which would be exacted] were not the fates to resist.' このパラフレーズの中の punishments は、「he stirs up」の目的語と捉えれば、今実際にアリストエウスが払っている償いを指すように見えるが、後半の「[which would be exacted] were not the fates to resist」の先行詞として理解すれば、運命の妨げによって未だ取り立てられない別の償いを表しているようにも見える。Thomas が「圧縮されている (compressed)」と表現しているのは、恐らくこの点のことと推測される*9。しかし、Thomas 自身が括弧で括って明示しているように、パラフレーズの中の「[which would be exacted]」は本来文中にはない部分であり、ラテン語本文の *poenas* は明らかに *has* と結びついた *suscitat* の目的語で、アリストエウスが現に払っている償いを表している。このように、表しているものが明確な本文の *poenas* が、本文に全く書かれていない帰結節で想定される別の *poenas* (punishments [which would be exacted]) を同時に表さねばならないという解釈は、本文の理解として無理がある。

このように、アリストエウスが受けている罰を「重すぎる」とする解釈は、それ自体に文脈に照らした不整合が認められた上、直後の条件節とのつながりについても整合的な説明はできそうにない。こうした問題が解決されない限り、(1) の解釈に立って 454 ff. の文を理解することは困難であると考えられる。

一方 (2) の解釈 (*ob, ad* いずれの読みを採用するにせよ) は、古代の注釈者である Servius 以来の伝統を持ち、近年も多くの研究者達によって支持されている。しかし、この解釈にも問題がないわけではない。

まず上の分類の (b) に示したように、この「軽すぎる (罰)」という解釈が、Servius 等の主張に反して大多数の写本の読み *ob* では表せないと考える研究者がいることが挙げられる。そのように考えると、必然的に写本 P のみに伝わる読み *ad* を採用せざるをえない。無論、伝承の数の優劣のみによって読みの正当性を断定することはできないが、同時に *lectio difficilior* の考え方に照らしてみても、*ad* の読みを採用する根拠は必ずしも強力とは言えない。

更に、(2) の解釈を採用した場合にも、直後の条件節 *ni fata resistant* とのつながりには難点が残る。この解釈を採る場合に導き出されるべき帰結節は、それを明記している研究

*9 Thomas のこの箇所の注は、詳説を欠いて意図をはかりかねるところがあるが、「were not the fates to resist」が *ni fata resistant* にあたることは確実であると思われるので、残る「he stirs up punishments [which would be exacted]」の中にその「思考が圧縮された帰結節」が含まれているはずである。

者の考えによれば、「オルフェウスはお前に罰を与えることに成功するだろう (Orpheus seeks to punish you (and he would succeed) did not destiny oppose)」(Page)、あるいは「お前は罪の重さに見合った償いを払うことになるだろう (poenas pro sceleris gravitate meritas solveres, nisi fata resisterent)」(Norden) となる*10。しかし、既に罰を受けているはずのアリスタエウスに対して、「罰を与えることに成功するだろう」という主旨の帰結節を続ける Page の解釈はそもそも奇妙である。一方 Norden 等のパラフレーズは、論理的によく考えれば最終的にはそこに帰着しうるものであろうし、前後の文脈に照らしても矛盾はない。しかしこの解釈には、(1) の Thomas の解釈に認められたのと同じ問題が認められる。というのも、この場合もやはり本文の poenas が、本文にはない別の poenas (pro sceleris gravitate meritas) を同時に表していなければならないからである。従って Norden 等の解釈も、この箇所の本文の理解として適切とは言えない。

そこで論者はむしろ、haudquaquam ob meritum を条件節 ni fata resistant の帰結節として機能する文言と理解すべきであると考え。日本語で訳出するならば、「もし運命が妨げなければ、全く相応しくなかった (=重すぎるものとなった) であろう (この罰)」ということになる。このように理解すると、まず 455 全体が条件節+帰結節 ((has) ... poenas, quae haudquaquam ob meritum sint, ni fata resistant, (suscitat.))*11 の完結した意味を有するようになる。そして、アリスタエウスが現に受けている罰 (has ... poenas) と、反事実仮定の文で表現される想定上の罰の内容 (quae (poenae) haudquaquam ob meritum sint, ni fata resistant) が明確に区別されるので、本文の poenas が本文に言及のない別の poenas を同時に表さねばならないという従来の諸解釈の難点は取り除かれる。また、(2) の解釈の (b) に認められた前置詞 ob の用法や、写本伝承との兼ね合いの問題も解消される。

更に、この解釈に則って考えると、haudquaquam ob meritum (相応しくない=重すぎる) になるのは想定上の罰 (grauiter ... saeuit 「激しく怒っている」と言われるオルフェウスが、本当はアリスタエウスに差し向けたいと思っているが、運命がそれを妨げている罰) の方なので、今実際にアリスタエウスが受けている罰 (has ... poenas = 蜜蜂の全滅) には

*10 Servius もこの箇所を inferret autem digna supplicia, nisi fata prohiberent. と解説している。

*11 反事実仮定の条件節に対応する帰結節の動詞が省略される例については、OLD s.v. ni 6b, nisi 4, K-S Bd. I p. 11 f. (sect. 5.1.e, Anm. 1) 等参照。このうち OLD s.v. ni 6b に挙げられている Hor. *Epist.* 1.16.5 f. continui montes, ni dissociantur opaca ualle は、形容詞+名詞+反事実仮定の条件節(意味上帰結節にあたる形容詞の部分に動詞なし)からなる詩句で、montes, qui continui sint, ni dissociantur opaca ualle と言い換えることもでき、形容句(動詞省略)+名詞+反事実仮定の条件節からなる当該の *Geo.* 4.455 と近い例と言える。同様の例は、Hor. *Sat.* 2.8.92 f. にも見られる。この他、Vergilius の作品の中で反事実仮定の帰結節の動詞が省略されている例は、*Aen.* 4.657 f., 6.870 f., 9.337 f. などにも認められる。

軽重の規定がないことになる。そうすると、運命の力によって重くなりすぎるのを妨げられた has ... poenas は、単純に考えればアリストエウスの罪の重さに相応しいものであると理解される。この点に関して、(2) の Norden 等の解釈では、実際の罰を *haudquaquam ob meritum* (相応しくない=軽すぎる) と考えたため、本文に全く言及のないところに想定上の「罪の重さに相応しい罰」を了解せねばならず、本文の表現との間に齟齬をきたしていた。しかし、*haudquaquam etc.* をむしろ想定上の罰と捉えた本解釈では、「罪の重さに相応しい (実際の) 罰」という理解は、本文の表現からより自然に導き出される。また、重すぎるのが実現しない想定上の罰であれば、(1) の「(実際の罰が) 重すぎる」という解釈に見られたような、454 ff. で語られる他の事柄 (アリストエウスの罪の重大さやオルフェウスの哀れさなど) との不整合は生じえない。更に、オルフェウスは運命が許容する以上の罰を求めていることになるので、彼が *grauiter ... saeuit* 「激しく怒っている」という事実とも極めてよく合致するようになる。

以上の理由から、455 の読みは大部分の写本が伝える通り *ob* を採用し、*haudquaquam ob meritum* については、意味上は「重すぎる (罰)」だが、直後の反事実仮想の条件節と合わせて「もし運命が妨げなければ重すぎていただろう」という帰結節的な意味に理解することが、この箇所の最も適切な解釈であると考えられる。

(首都大学東京)

参考文献

テキスト・翻訳：

de Saint-Denis, Eugène, *Virgile, Géorgiques*, Paris, 1963

Fairclough, Henry R., Goold, Georg P. (rev.), *Virgil 1* (Eclogues, Georgics, Aeneid 1–6), Cambridge (Mass.), 1999

Mynors, Roger A. B., *P. Vergili Maronis Opera*, Oxford, 1972

Ottaviano, Silvia & Conte, Gian B., *Bucolica et Georgica*, Berlin / New York, 2013

ウェルギリウス『牧歌／農耕詩』小川正廣訳、京都大学学術出版会、2004年

注釈：

Conington, John & Nettleship, Henry, *The Works of Virgil 1*, Hildesheim / New York, 1979

Mynors, Roger A. B., *Virgil: Georgics*, Oxford, 1990

Page, Thomas E., *P. Vergili Maronis Bucolica et Georgica*, London, 1898

Thilo, Georg & Hagen, Hermann (edd.), *Servius Grammaticus* Vol. 3, Leipzig, 1887

Thomas, Richard F., *Virgil: Georgics 1-2*, Cambridge, 1988

Thomas, Richard F., *Virgil: Georgics 3-4*, Cambridge, 1988

研究書・文法書：

Kühner, Raphael & Stegmann, Carl, *Ausführliche Grammatik der Lateinischen Sprache Teil 2 (K-S)*
Band 1 & 2, Hannover, 1997

Norden, Eduard, Orpheus und Eurydice, *Kleine Schriften zum Klassischen Altertum* (p. 468-532),
Berlin, 1966

Woodcock, Eric C., *A New Latin Syntax*, Bristol, 1959

1. 當 $\sin \theta = \frac{1}{2}$ 時， $\theta = 30^\circ$ 或 150° 。
此時 $\cos \theta = \frac{\sqrt{3}}{2}$ 或 $-\frac{\sqrt{3}}{2}$ 。

(2) 當 $\sin \theta = \frac{\sqrt{3}}{2}$ 時， $\theta = 60^\circ$ 或 120° 。

此時 $\cos \theta = \frac{1}{2}$ 或 $-\frac{1}{2}$ 。

故 $\sin \theta = \frac{1}{2}$ 或 $\frac{\sqrt{3}}{2}$ 時， $\cos \theta = \pm \frac{\sqrt{3}}{2}$ 或 $\pm \frac{1}{2}$ 。

(3) $\sin \theta = \frac{\sqrt{3}}{2}$ 時，

$\cos \theta = \pm \frac{1}{2}$ 。

故 $\sin \theta = \frac{\sqrt{3}}{2}$ 時， $\cos \theta = \pm \frac{1}{2}$ 。

故 $\sin \theta = \frac{1}{2}$ 或 $\frac{\sqrt{3}}{2}$ 時，

$\cos \theta = \pm \frac{\sqrt{3}}{2}$ 或 $\pm \frac{1}{2}$ 。

フィロロギカ——^{こてんぶんげんがく}古典文献学のために 第 IX 号

2014 年（平成 26 年）5 月 31 日発行

編集・発行 フィロロギカ編集委員会（古典文献学研究会）
〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1
首都大学東京人文科学研究科 大芝芳弘研究室
Tel: 042-677-2069（直）
Mail: philologica@hotmail.co.jp

印刷・製本 株式会社インフォテック
頒価 2000 円

ISSN 1884-1562

Philologica IX 2014

Societas Philologorum

(Secretary) Yasunori KASAI

Editorial Board:

(Hon.) Masaaki KUBO

(Hon.) Elizabeth CRAIK

(Hon.) Makoto ANZAI

Yoshihiro OSHIBA, Hiroyuki TAKAHASHI, Yoshinori SANO,
Noburu NOTOMI, Taro HYUGA, Martin CIESKO

Contents

Typology of the Songs in Greek Tragedy: A Preliminary Survey 1
Kiichiro ITSUMI

A Note on *ingenium* in Quintilian's *Institutio Oratoria*, 5, 11, 44 14
Satoru SERIZAWA

Shorter Notes

Dialectic, Peirastic and Socrates: Aristotle, *Sophistici Elenchi* 34.183a37–b8 31
Noburu NOTOMI

A Note on Virgil's *Georgics* 4.454 ff. 39
Yuki UENO